

官報

号外

平成二十一年四月八日

○第百七十一回 参議院会議録第十五号

平成二十一年四月八日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十五号

平成二十一年四月八日

午前十時開議

第一 農業協同組合法等の一部を改正する法律案(第百七十回国会都司彰君外四名発議)

第二 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案(西岡武夫君外七名発議)(委員会審査省略要求事件)

一、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

西岡武夫君外七名発議に係る北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。

よつて、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。西岡武夫君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔西岡武夫君登壇、拍手〕

○西岡武夫君 たいいま議題となりました民主党・新緑風会・国民新・日本、自由民主党、公明党及び改革クラブの各派共同提案に係る決議案につきまして、発議者を代表し、提案申し上げます。案文を朗読いたします。

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案

議案

北朝鮮は、我が国をはじめ、国際社会からの

度重なる中止要請を無視して、四月五日、ミサイル発射を強行した。

そもそも今回の発射は、北朝鮮は弾道ミサイル計画に関連するすべての活動は停止しなければならぬ旨を規定している国連決議第一六九五号及び第一七一八号に違反し、我が国として容認できるものではない。

本院は、改めて、北朝鮮に対して、国連決議の規定を遵守するとともに、六者会合共同声明を完全実施するよう強く求める。また、国際社会に対し、それらの国連決議に基づく制裁規定を完全に遵守するよう強く求める。

政府は、本院決議の趣旨を体し、我が国の国民の生命・財産を脅かす行為に、断固たる抗議の意思を北朝鮮に伝えとともに我が国独自の制裁を強めるべきである。同時に、関係各国と連携しながら、国際連合安全保障理事会において、国際社会の一致した意思を決議等で明確にするよう努力すべきである。

右決議する。

以上であります。

何とぞ皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(江田五月君) 過半数と認めます。

よつて、本決議案は可決されました。ただいまの決議に対し、内閣総理大臣から発言を求められました。麻生内閣総理大臣。

〔内閣総理大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(麻生太郎君) ただいまの御決議に対しまして所信を申し述べます。

北朝鮮による今回の発射は、ミサイル開発に直結するものであり、我が国を含む北東アジア地域のみならず、国際社会の平和と安定を損なう挑発的な行為であり、断じて容認できません。

また、北朝鮮による今回の発射は、北朝鮮の弾道ミサイル計画に関連するすべての活動の停止を求める国連安保理決議第一六九五号及び第一七一八号に違反するものであります。

政府としては、たいいま採択されました御決議の趣旨を体し、国際連合安全保障理事会が一致した強いメッセージを迅速に発出することを含め、米国や韓国を始めとする関係国と緊密に連携しつつ、最大限の努力をしてまいります。(拍手)

○議長(江田五月君) この際、日程に追加して、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

平成二十一年四月八日 参議院会議録第十五号

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

二

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。金子国土交通大臣。

(国務大臣金子一義君登壇、拍手)

○国務大臣(金子一義君) 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

平成二十年五月に閣議決定されました道路特定財源等に関する基本方針に基づきまして、道路特定財源制度を廃止し平成二十一年度から一般財源化するため、道路整備費の財源の特例措置を廃止する等の措置を講ずる必要があります。

このような趣旨から、この度の法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額を原則として道路整備費に充当する措置を廃止することとしております。

第二に、地方道路整備臨時交付金の制度を廃止することとしております。

第三に、揮発油税の収入の一部について、地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定の歳入に組み入れるものとする措置を廃止することとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第でございますが、この法律案は衆議院におきまして一部修正が行われました。

第一に、施行期日を平成二十一年四月一日から公布の日に改め、平成二十一年四月一日から適用することとしております。

第二に、政府は、真に必要な道路の整備の推進を図る観点から、費用効果分析の結果の適切な活用等により、地域の実情をより反映した効率的かつ効果的で透明性が確保された道路整備事業の実施の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。平山幸司君。

(平山幸司君登壇、拍手)

○平山幸司君 民主党・新緑風会・国民新・日本の平山幸司です。

冒頭、北朝鮮によるミサイル発射に対する抗議の決議が先ほどなされましたが、改めて、国際社会の平和を脅かす極めて遺憾な暴挙であり、強く抗議します。

一方で、危機管理上課題を残した発射前日の誤発表等の問題を含め、ミサイル発射のこれまでの経緯と今後の対応について、外務、防衛両大臣に

説明を求めます。航空会社や海運会社などに国交省、海上保安庁が誤発表を通知し、取り消した経緯もあり、国交大臣からも御答弁ください。

それでは、ただいま御提案のありました道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして質問いたします。

そこでまず、本法律案の内容に入る前に、国交大臣に解散の認識をお伺いいたします。

大臣は、冷静沈着、温厚な人柄で、極めて発言も慎重であると感じております。しかしながら、三月二十九日、大臣就任祝賀会の席上、解散・総選挙の時期について、経済対策後と言っていたらチャンスを失う、五月は補正予算を提示し解散する時期と述べたと報道にあります。

そこで、一昨日、近々行われるであろう衆議院選挙といったような総理の発言もありましたが、大臣が五月解散に言及したことは、総理が取りまとめを指示した補正予算案を連休前に提出、直後に解散、それとも連休後早期に成立させ解散、どちらのお考えなのか。大臣、解散に言及されたわけですから明確にお答えください。

それでは、本法律案の内容に關しまして五つ、一般財源化、暫定税率、国直轄事業負担金、高速道路料金、総合交通体系に分けて質問いたします。

まず第一に、一般財源化についてお尋ねいたします。

道路特定財源制度は五十五年前の昭和二十九年に導入されました。当時、道路行政に多大なる影響を与えた米国のワトキンス調査団が日本の道路は信じ難いほどに悪いと指摘したほど劣悪であった道路網も、現在、総延長百二十万キロメートル、舗装率は劇的に改善、道路密度は主要国最上位となりました。故田中角栄首相が議員立法で整備した道路特定財源のシステムは、我が国の社会経済の著しい発展に貢献したことは事実であります。しかし、制度導入から時間が経過した結果、既得権益が生じ、制度として硬直化してしましました。

民主党は、中央集権的な縦割り行政によって大幅な制限を受ける財政から脱却すべく、財源の地方への移管と、道路特定財源を何にでも自由に使えるよう一般財源化し、地域活性化を図ることをかねてより提案してきました。

未曾有の世界経済不況や地球環境問題に直面する今日、例えば米國オバマ政権のグリーン・ニューディールのように、新しい時代の要請に合った資源配分の実現を目指し、戦略的に財政支出を創造することが必要であります。かつて小泉首相は、道路特定財源をタブー視せず、はつきりと見直すと表明しましたが、それから約八年が経過しました。その後、国民の審判を受けることなく、安倍、福田、麻生内閣と三代の内閣が続き、いずれも一般財源化は先送りされました。首のすげ替えだけで一般財源化を先送りした政

治的責任をどう取るのか、一般財源化を遅らせ、適切な資源配分を怠ってきた結果、医療、社会保障、教育、そして格差など大きな社会問題になっていることを一体どう説明するのか、財務、国交両大臣より明確なる答弁を求めます。

そもそも一般財源化したといえは何にでも自由に使えると考えるのが自然であります。平成二十一年度道路関係予算は一兆六千六百四十五億円で、前年度比一七・五％減となっております。公共事業関係費の前年度比五・二％減と比較すると、一見大きく減少している印象を受けます。しかしながら、新設された地域活力基盤創造交付金九千四百億円を加えると二兆六千四百四十五億円となり、前年度比三・五％減、従来実績での削減幅とは変わりなく、結局は一般財源化の骨抜きと批判されても仕方ありません。

一般財源化に伴い、何にでも使える自由な財源が拡大したはずですが、どのような根拠に基づいて二十一年度道路予算額を決定したのか、財務大臣にお尋ねいたします。

第二に、暫定税率の取扱いについて質問いたします。

民主党は、昨年二月末、暫定税率廃止、道路特定財源一般財源化、国直轄事業地方負担金廃止の三本柱から成る道路特定財源制度改革関連三法案を本院に提出し、政府・与党に実現を迫りました。しかし、与党は再議決を強行してまで暫定税率を復活させました。

そこでまず、道路特定財源が廃止されてもなぜ暫定税率は続くのか、財務大臣、国交大臣にお尋ねします。

暫定税率については、昨年末の政府・与党合意において、今後の税制抜本改革時に検討するとして結論が先送りされ、地球温暖化問題への国際的な取組、地方の道路整備の必要性、国、地方の厳しい財政状況を踏まえて、現行の税率水準は原則維持するとされています。

よって、政府・与党合意では暫定税率の課税根拠が変更されたこととなりますが、税法など具体的な条文にて担保されているのか。二点目に、課税根拠を勝手に解釈で変えたとなると、法律で定めた目的のための税金がその目的を失った場合、税金自体をまず廃止させるという租税法主義に反する運用とはならないか。三点目に、政府は抜本税制改正をずっと言い続けておりますが、暫定税率の撤廃も含めて一体いつ行うのか。

以上の点について、私は多くの先送りと矛盾を感じますが、財務、国交両大臣の御所見を求めます。

第三に、国直轄事業負担金と一括交付金についてお伺いいたします。

昨年の道路財源国会において、政府・与党は、民主党案が実施されたら地方の道路は造れなくなる、地方の負担が増えるとの宣伝を繰り返してまいりましたが、全く事実と異なります。

民主党は、税制の大きな柱として地方への税源

移譲を掲げています。民主党政権では、税財政の抜本改革により地方の自主財源を大幅に増加します。道路整備に限定しても、民主党案は、国は高速自動車国道を、地方は自らが必要とする道路を担うこととし、直轄国道、補助国道等の管理区分を見直して地方の自主性を高めるといふものです。

道路特定財源を一般財源化した上で地方の自主財源とし、道路整備の権限を大胆に地方に移すことを基本とすべきだと考えますが、財務、国交両大臣の見解をお伺いいたします。

地方財政状況が極めて厳しい中、地方からは国の直轄事業に対する負担金の廃止を求める声が高まっております。地方が認識のないまま間接費用を負担させられている問題に対し、国交大臣はどう対処するおつもりですか、答弁を求めます。

大臣は、これまで、直轄事業負担金の問題については地方と協議していくと答弁をしていますが、その後、四月二日の地方分権改革推進委員会において、国交省総括審議官は、直轄事業の負担金について制度の見直しは行わないとの方針を示したと聞いております。現場と大臣の認識は矛盾しておりませんか。国交、総務両大臣から制度見直しを含め今後の方針をお示しください。

また、直轄事業負担金について、先日、自民党は、いわゆる新たな十兆円規模の補正予算の中で、負担金の九割程度まで実質的に補う新たな臨時交付金を創設する方針を決めたと同っておりま

す。昨年の生活対策において、六千億円の地域活性化・生活対策臨時交付金、続いて九千四百億円の地域活力基盤創造交付金と、次々に交付金が創設されております。

細切れに交付金を設け、選挙のために国の権限を拡大するよりも、民主党が主張しているように、堂々と一括交付としてすべてまとめて地方に配分した方が地方の使い勝手も良く、政策効果も高まると考えますが、財務、国交両大臣の御所見をお伺いいたします。

第四に高速道路料金の一部引下げと第五の総合交通体系の確立について、まとめてお尋ねいたします。

三月二十八日から、大都市部を除く高速道路にて、土日祝日、ETC搭載乗用車の通行料金が二年間の時限措置として引き下げられました。しかしながら、ETCの在庫不足による混乱、料金の誤表示、観光客の週末集中化、並走する関係交通機関への影響等の弊害も同時に生じておりますが、どのような対策を講ずるのか、国交大臣からお答えください。

民主党の主張どおり、大都市など一部を除いて恒久的に無料化することで最大二・五兆円の国民負担が軽減され、生活コスト、企業活動コストの引下げが期待できます。また、高速道路が生活道路、地域道路となり、地域活性化に大きく寄与するものと確信します。

よって、今こそ総合交通体系の確立に向けて根

本から議論をし直し、その将来像を明確にした上で、一時的、部分的な高速道路料金の引下げではなく、恒久的な高速道路の原則無料化を図ることを国交大臣に提案しますが、見解をお尋ねいたします。

最後になりますが、今我々は歴史的大転換期に立っております。本法律案は税の再分配にかかわる国と地方の在り方、本質的に、国の統治機構の在り方を抜本的に見直す時期に来ていることを象徴していると感じております。

今、政治に求められることは、ここ数年、権力のために政府・与党が取ってきた首のすげ替えだけで国民を欺くような無責任な対応ではなく、将来を見据えた新しい日本の理想像をしつかりと描き、示すことであります。

そのため我々にとって必要なことは、一致団結して、あらゆる抵抗と困難に屈することなく、必ず変革を成し遂げるという強い決意を持って、日本に民主主義の議会制民主主義を定着させるという歴史的大義を掲げ先頭に立つ小沢一郎代表を信じ、小沢一郎代表を支え、小沢一郎代表を貫くという覚悟と勇気、信念であります。

国民の生活が第一の政治を実現するという固い意思は、必ずや国民の魂を震わせ、日本に希望の光を与えるものであるということをお伝えし、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣金子一義君登壇、拍手)
○国務大臣(金子一義君) 北朝鮮のミサイルの件

でございました。飛翔体の件について御質問がありました。

国土交通省として、船舶、航空機といった交通安全の確保が基本的に重要との観点から、官邸からの情報に対して迅速に航行警報、ノータムを発することが必要であると考えております。

四月四日の件について、国土交通省は、官邸からの情報に基づき迅速に航行警報、ノータムを発出し、その直後に取消しをいたしました。これは交通機関の安全の確保のために当然必要なことであつたと考えております。

いずれにせよ、四月五日の発射当日につきましては、なますに懲りて、あつものに懲りてなますを吹く、(発言する者あり)あつものに懲りてなますを吹くといったことはなく、政府全体として万全の体制を取ることができたと考えております。ちよつと言ひ間違ひをいたしました。

総選挙にかかわる私の発言についてお尋ねがありました。

解散権はもとより総理の権限であります。三月二十九日の岐阜市内での解散・総選挙の時期に関する発言は、自民党の県連会長として、地元市議会、県議会、支援団体の方々とはもとより、県選出の国会議員の気持ちを引き締めるための発言の趣旨でありました。

道路財源一般化についてのお話がありました。道路特定財源の一般財源化とは、揮発油税等の歳入を道路整備に使うことを義務付けをやめるということでありまして、この意味で、二十一年度

から道路特定財源はすべて一般化されます。

これまでの一般財源化の取組について、安倍内閣で税収の全額を毎年度の予算で道路整備に充てていくことを義務付けている仕組みを改めることを打ち出し、また福田内閣で道路特定財源制度を廃止し二十一年度から一般財源化することを打ち出してきました。そして、麻生内閣でまさにこれを実施しようとしていたところでありまして、

したがいまして、一般財源化を遅らせ適切な資源配分を遅らせてきたとの指摘は当たらないものであります。

暫定税率についてお尋ねがありました。租税に関する事項でありますので、詳細については財務大臣がお答えさせていただきます。

暫定税率も含めた税率の在り方につきましては、地球温暖化問題への国際的な取組、地方の道路整備の必要性、国、地方の厳しい財政状況などを踏まえて、現行の税率水準を維持するとされたものであります。

道路整備の権限を大幅に地方に移すことを基本とすべきとお尋ねがありました。

多岐にわたる道路行政の整備に的確に対応するためには、国としても道路整備を行っていく必要を有しているものと考えており、国と地方の適切な役割分担の下で施策を推進することが必要であります。

なお、国土交通省においては、地方分権改革推進要綱に基づきまして、直轄国道の移管について

は、関係都道府県と個別に協議を進めるなど、引き続き地方分権に積極的に取り組んでいるところであります。

直轄事業に係る間接費の地方負担についてお尋ねがありました。

道路や治水の事業実施に伴う必要な現場事務所の営繕費、直轄事業の実施を担当する職員の人件費を含めて、直轄事業の実施に要する経費については、事業によって直接的な利益を受ける地元公共団体が一部を負担するのが合理的との考えから、道路法、河川法等の規定に基づき、経費の一部の負担をお願いをいたしております。

しかしながら、香川の河川国道事務所の件を踏まえて、省庁の費用負担について説明状況がどうなっているのか、全国の点検を行いましたが、説明は現場ではなされていないということであり、この点はしっかりと反省をしていかなければならないと思っております。今後は、地方公共団体に對し的確に説明責任を果たすように指導してまいります。

さらに、直轄事業について全国知事会との意見交換会を本日举行しております。地方整備局と地方公共団体との意思疎通の在り方を始め、各知事の意見を十分にお聞きし、国土交通省として具体的な改善案を検討し、地方整備局がそれを着実に実施するよう指導をしてまいります。

直轄事業負担金の見直しについてさらに御質問がありました。先ほども申し上げましたよう

に、本日、全国知事会との意見交換を行って、直轄事業について各知事から御意見を伺ってまいります。

御指摘のございました去る四月二日の地方分権改革推進委員会での直轄事業負担金に関するヒアリングにおいても、入口でテーマを絞ることなく、いろいろな観点から直轄事業負担金について議論をしたいと御説明をしているところであり、私の認識と何ら矛盾するものではないと考えております。

いずれにしても、各知事の御意見を十分にお伺いし、国土交通省として改善すべきものは改善し、地方整備局がそれぞれ着実に実施するよう指導してまいりたいと思っております。

交付金についてお尋ねがありました。

御提案の地方への一括交付金については具体的な内容や方法が示されておりましたが、例えば道路整備においても、地域のプロジェクトの進展や高速道路の開通などにより刻々変化するニーズに機動的に対応していくためには、外形的な配分基準による交付金では対応が困難であります。

今回、新たに創設されます地域活力基盤創造交付金は、地方の御要望も踏まえ、道路を中心としつつ、道路以外の関連するインフラ整備やソフト事業にも使えるよう使い勝手を良くすることとしたものでありまして、地方自治体からも評価されております。

高速道路の料金引下げについてお尋ねがありました

した。

高速道路料金の引下げは、地方を元気にするために大きな効果が現れていると認識しております。

ETCの在庫の不足につきましては、ETC車載器の助成台数を百四十万台に拡大するとともに、車載器メーカーにおいて生産台数を通常の一・五倍から二倍に増産をいただいております。

料金の誤徴収との御指摘がありました。誤徴収は発生していませんが、導入当初に一部で料金が正しく表示されていないという障害が発生し、速やかに改修を完了しております。

観光客が週末に集中するとの御指摘につきましては、料金引下げは休日だけでなく、既に平日も全車種を対象に全時間帯で三割以上の割引を導入しております。今後とも、渋滞対策を十分に講じつつ、利用者や地域の声も伺いながら、効果的に運用をしてまいります。

他の交通機関への影響という御指摘がありました。他の交通機関への影響につきましては、比較的早期に影響を与えると見込まれておりますフェリーの事業につきまして、平成二十年度第一次補正予算では四十億円、第二次補正予算で四億円を計上し、省エネ改善あるいは運航コスト削減の取組について支援をまいったところであります。今後も、その他の交通機関も含めて、具体的な影響を見極めながら、必要な対策について自治

体や関係者と連絡を取って検討を行ってまいります。

いずれにしても、高速道路料金の引下げが地方の大きな元金につながるように努めてまいりたいと思っております。

最後に、高速道路は無料化すべきであるという御意見、お尋ねがありました。

高速道路の無料化につきましては、首都高速道路、阪高を除いても年間料金収入であります約二・一兆円が失われますが、高速道路の債務の償還、維持管理に充てる代わりの財源が必ずしも明確ではありません。

現在建設中の箇所も含め、建設中止にするか、すべて税金で計算しなければならぬことなど、民主党案には問題があると思っております。すべて税金で払うのであれば、高速道路を使わない方や高速道路のない地域の方々にも負担を求めることになり、不公平であると考えております。

今回の料金の引下げは、高速道路の債務四十兆円を高速道路利用者の負担で民営化四十五年で返済するとした民営化の枠組みを変更することなく実現するものであります。

以上です。(拍手)

(国務大臣中曽根弘文君登壇、拍手)

○国務大臣(中曽根弘文君) 平山議員から、四月五日の北朝鮮によるミサイルの発射の経緯及び今後の対応についてのお尋ねがございました。

今回、我が国を含む関係各国が自制を求めまし

たにもかかわらず、北朝鮮は発射を強行いたしました。今回の発射は、ミサイル開発に直結するものであり、地域の平和と安定を損なうものであります。また、国連安保理決議に違反する行為でありまして、我が国として容認できるものではございません。

政府といたしましては、今後、新たな安保理決議を出すことが望ましいとの立場に基づき、安保理が一致した強いメッセージを迅速に出せるよう、引き続き関係国と緊密に連携してまいります。(拍手)

(国務大臣浜田靖一君登壇、拍手)

○国務大臣(浜田靖一君) 平山議員にお答えします。

北朝鮮による発射事案の経緯と今後の対応についてお尋ねがありました。

四月五日十一時三十分ごろの北朝鮮による発射への対応につきましては、早期警戒情報や自衛隊の各種レーダーにより得た情報を官邸等に迅速に伝達いたしました。

四月四日の情報伝達の不手際による誤報については大変申し訳なく思っております。限られた時間の中で情報収集や伝達を適切に実施できたと考えております。

今般の一連の対応を踏まえ、今後ともこのような事態に際しては的確に対応してまいります。以上であります。(拍手)

(国務大臣与謝野馨君登壇、拍手)

○国務大臣(与謝野馨君) 平山議員の御質問にお答えいたします。

道路特定財源の一般財源化が遅れたのではないかとお尋ねがありました。国交大臣が御答弁させていたとおり、着実に一般財源化が進んでいくと認識をしております。

次に、一般財源化と道路予算との関係についてのお尋ねがありました。

平成二十一年度から、道路特定財源はすべて一般財源化することとしております。そうした中で、地域活力基盤創造交付金については、これまでの地方道路整備臨時交付金とは異なり、道路以外の関連インフラの整備やソフト事業などにも使える使い勝手の良いものとしております。これは、地方からの御要望も踏まえ、地方の道路整備の必要性や財政の状況に配慮したものであり、地方からも評価をされているところであります。

次に、暫定税率の維持の理由についてのお尋ねがありました。

揮発油税等の暫定税率分も含めた税率の在り方については、今後の税制抜本改革時に検討をすることとし、それまでの間、地球温暖化問題への国際的な取組、地方の道路整備の必要性、国、地方の厳しい財政状況等を踏まえ、現行の税率水準を維持することとしていただいております。

暫定税率の課税の考え方については、従来から、税法の規定ではなく、国会答弁等を通じて御説明してきたところでございます。

また、暫定税率については、過去の税制改正においても、道路整備だけではなく、環境問題や厳しい財政事情も理由として、その設定や延長をお願いしてきたところでございます。租税法主義に反する運用との御指摘は当たらないと考えております。

次に、税制抜本改革の実施時期についてのお尋ねがありました。

その実施時期については、経済状況をよく見極めて判断をさせていただきます。

次に、一般財源化と道路整備の在り方についてのお尋ねがありました。

一般財源化された中においても、地域のニーズにこたえるため、国は道路整備を行う必要性を有しているものと考えております。したがって、国と地方との適切な役割分担の下で道路整備が進められていくことが重要であると考えております。

地方向けの国庫補助負担金の四分の三を占める社会保障関係費や文教・科学技術振興費の経費の大宗は、それぞれに給付水準及び負担率が法定されており、基本的には一括交付金化にはなじまないものであると考えております。

その他の国庫補助負担金についても、政策目的や国、地方の役割分担等の観点から、どういった形態が望ましいのか、十分に検討をする必要があり、一律に一括交付金化すべきとの御指摘は当たらないものと考えておりますと同時に、民主党の言われる一括交付金化すると財源が生まれるという考え方は、もう少し我々としては勉強しないと

理解し難いものがございます。(拍手)

(国務大臣鳩山邦夫君登壇、拍手)

○国務大臣(鳩山邦夫君) 直轄事業の見直しについてお尋ねがありました。地方分権というものは、この見直しをやらなければ地方分権はできません。したがって、直轄事業は、全国的な見地から必要とされる本当に基礎的で広域的なもの、例えば新直轄高速道路とか、我が国の主要河川で幾つもの幾つもの県にまたがるようなもの、これは直轄事業で残していいと思いますが、直轄事業を基本的に狭くとらえて減らしていくことが何よりも大事だと思っております。

それと、維持管理費でございますが、維持管理は、国の直轄道路でありながら四五％を都道府県が払っている、都道府県管理の補助国道は都道府県が維持管理費全部払っている、これは明らかにアンバランスであり、不公平であります。これらを直さなければなりません。

それから、直轄事業負担金、要するに三分の一都道府県に払ってくれという積算根拠が不明確、あるいは使途の明細が不明確。やっぱり、これは私の考えですが、人件費とか庁舎の費用とか、それまで地方に負担させるといふのは余り合理性がない。例えば、直轄道路で、北海道で長年仕事をした方が晩年福岡県に来てそこで退職すると、その退職金は福岡県が三分の一払うと、これはやっぱりおかしいですよ。

そういう意味で、先ほど金子大臣の方から、地方に対する説明が不十分であったということですが、やはりある程度見直しをしていかないと地方は納得しないのではないかと、私はそう考えております。

現在、地方分権改革推進委員会等で国と地方の在り方、役割分担について根本的な見直しをやるということになっておりますから、直轄事業負担金の在り方については、これは皆さんのいろいろな意見を集約して見直ししていくべきであって、何か見直ししと言っている人がいるという御質問でしたけれども、それは、見直すのは皆さんと我々で見直していけばいいんですから、そういう決意で頑張ります。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(江田五月君) 日程第一 農業協同組合法等の一部を改正する法律案(第百七十回国会郡司彰君外四名発議)

日程第二 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長平野達男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔平野達男君登壇、拍手〕

○平野達男君 たいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、農業協同組合法等の一部を改正する法律案は、農業協同組合、漁業協同組合、土地改良区、森林組合、農林中央金庫等について、特定の政党のために利用してはならないこととするため所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、農業協同組合法等に政治的中立の規定を設ける必要性とその効果、政治的中立の規定に抵触すると想定される行為の具体的事例、消費生活協同組合法等に政治的中立の規定が設けられた経緯と同規定に基づく行政措置、国際協同組合同盟の原則から政治的中立のみを取り出して規定する理由、農事組合法人に政治的中立を求めることの妥当性、政治的中立の規定が組合員の政治信条、政治活動に及ぼす影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、自由民主党及び公明党を代表して山田委員より本法律案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一

部を改正する法律案は、最近における特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境にかんがみ、特定農産加工業者の経営改善を引き続き促進するため、本法の有効期間を五年間延長するものであります。

委員会におきましては、特定農産加工業をめぐる課題、本法の支援効果についての評価、本法の対象業種の設定基準と対象業種の変更の可能性、農政のグランドデザインにおける特定農産加工業の位置付け、農商工連携促進法等による対策と本法による対策との関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

まず、農業協同組合法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十一
賛成 百三十一
反対 百

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 次に、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十二
賛成 二百三十二
反対 〇

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第三 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長愛知治郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔愛知治郎君登壇、拍手〕

○愛知治郎君 たいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、駐車若しくは停車が禁止されている道路の一部又は時間制限駐車区間のうち道路標識等により指定されたものについて、高齢運転者等標章を掲示した普通自動車に限り駐車又は停車をすることができるとのほか、高速自動車国道等において車間距離保持義務違反に対する法定刑の引上げ、高齢運転者標識の表示義務の見直し等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、高齢運転者等の専用駐車区間制度の運用についての考え方、高齢者、障害者等の円滑な移動のための環境整備、高齢運転者への支援施策の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一

致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し四項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十二

賛成

二百三十二

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十八分散会

出席者は左のとおり。

議長		副議長		議員	
江田	五月君	山東	昭子君	山下	芳生君
舟山	康江君	植松	恵美子君	紙	智子君
大島	九州男君	水戸	将史君	仁比	聡平君
青木	愛君	藤谷	光信君	加賀	健君
大門	実紀史君	津田	弥太郎君	犬塚	直史君
足立	信也君	藤本	祐司君	市田	忠義君
岩本	司君	小池	晃君	藤田	幸久君
佐藤	公治君	中村	哲治君	内藤	正光君
木俣	佳丈君	浅尾	慶一郎君	増子	輝彦君
高橋	千秋君	羽田	雄一郎君	石井	一君
大石	正光君	田名部	匡省君	千葉	景子君
佐藤	泰介君	岡崎	トミ子君	北澤	俊美君
中谷	智司君	柳田	稔君	松浦	大悟君
平山	幸司君	友近	聡朗君	森田	高君
川合	孝典君	牧山	ひろえ君	大江	康弘君
行田	邦子君	藤原	良信君	川田	龍平君
谷岡	郁子君	白	眞勲君	吉川	沙織君
前川	清成君	尾立	源幸君	森田	高君
富岡	由紀夫君	大石	尚子君	今野	東君
芝	博一君	柳澤	光美君	神本	美恵子君
山根	隆治君	池口	修次君	平野	達男君
円	より子君	長浜	博行君	西岡	武夫君
奥石	東君	山下	八洲夫君	吉川	沙織君
川田	龍平君	大久保	潔重君	田中	直紀君
梅村	聡君	徳永	久志君	荒井	広幸君
米長	晴信君	金子	恵美君	森木	利治君
相原	久美子君	大河	原雅子君	室井	邦彦君
武内	則男君	長谷	川憲正君	長谷	川大紋君
大久保	勉君	鈴木	陽悦君	主濱	了君
蓮	舩君	自見	庄三郎君	岸	宏一君
下田	敦子君	森	ゆうこ君	松井	孝治君
水岡	俊一君	小林	正夫君	喜納	昌吉君
藤原	正司君	小川	勝也君	福山	哲郎君
辻	泰弘君	直嶋	正行君	家西	悟君
策瀬	進君	平田	健二君	岸	信夫君
塚田	一郎君	佐藤	信秋君	石井	みどり君
西田	昌司君	関口	昌一君	山本	順三君
渡辺	秀央君	姫井	由美子君	龜井	亜紀子君
中山	恭子君	広田	一君	川上	義博君
丸山	和也君	島尻	安伊子君	加藤	敏幸君
松岡	徹君	中川	義雄君	大塚	耕平君
鈴木	寛君	木村	仁君	山本	一太君
高嶋	良充君	郡司	彰君	藤井	孝男君
松村	祥史君	末松	信介君	岡田	直樹君
義家	弘介君	丸川	珠代君	磯崎	陽輔君
石井	準一君	牧野	たかお君	山本	順三君

小池 正勝君	坂本由紀子君
神取 忍君	萩原 健司君
中川 雅治君	小泉 昭男君
山谷えり子君	鶴保 庸介君
西島 英利君	秋元 司君
北川イッセイ君	松山 政司君
岩城 光英君	衛藤 晟一君
脇 雅史君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	松村 龍二君
伊達 忠一君	吉田 博美君
青木 幹雄君	泉 信也君
山崎 正昭君	吉村剛太郎君
尾辻 秀久君	谷川 秀善君
佐藤 昭郎君	矢野 哲朗君
溝手 顕正君	南野知恵子君
浮島とも子君	谷合 正明君
山内 徳信君	森 まさこ君
西田 実仁君	山本 博司君
近藤 正道君	佐藤 正久君
古川 俊治君	鰐淵 洋子君
浜田 昌良君	又市 征治君
川口 順子君	二之湯 智君
河合 常則君	山本 香苗君
澤 雄二君	洲上 貞雄君
福島みずほ君	愛知 治郎君
岡田 広君	田村耕太郎君
有村 治子君	魚住裕一郎君

國務大臣

渡辺 孝男君	加藤 修一君
松 あきら君	岩永 浩美君
市川 一朗君	浅野 勝人君
風間 昶君	荒木 清寛君
山下 栄一君	弘友 和夫君
中曾根弘文君	鴻池 祥肇君
加納 時男君	山内 俊夫君
木庭健太郎君	白浜 一良君
草川 昭三君	山口那津男君
浜四津敏子君	

内閣総理大臣

麻生 太郎君

総務大臣

鳩山 邦夫君

外務大臣

中曾根弘文君

財務大臣

与謝野 馨君

農林水産大臣

石破 茂君

国土交通大臣

金子 一義君

防衛大臣

浜田 靖一君

國務大臣
(国家公安委員
会委員長)

佐藤 勉君

副大臣

国土交通副大臣

加納 時男君

議員派遣中の議員

横峯 良郎君

水落 敏栄君

議長の報告事項

去る三月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

法務委員

辞任

補欠

外交防衛委員

辞任

補欠

財政金融委員

辞任

補欠

環境委員

辞任

補欠

経済産業委員

辞任

補欠

環境委員

辞任

補欠

環境委員

辞任

補欠

環境委員

辞任

補欠

環境委員

辞任

補欠

環境委員

辞任

補欠

環境委員

辞任

補欠

環境委員

辞任

補欠

環境委員

辞任

補欠

政府開発援助等に関する特別委員

辞任

補欠

金子 恵美君

牧山ひろえ君

櫻井 充君

植松恵美子君

中村 哲治君

増子 輝彦君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第六二号)

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案(閣法第六三号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議

同日議員から次の質問主意書が提出された。

障害の範囲の国際比較に関する質問主意書(谷博之君提出)(第一〇一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員糸数慶子君提出沖縄の言語に関する質問に対する答弁書(第八九号)

同日本院は、裁判官訴追委員林芳正君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙した旨本院事務総長から裁判官訴追委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。

岸 宏一君

同日本院は、皇室経済会議予備議員に次の者を互選した旨内閣に通知した。

第二順位 参議院議員 谷川 秀善君
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

関税定率法等の一部を改正する法律

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任 補欠
徳永 久志君 外山 斎君

総務委員
辞任 補欠
外山 斎君 徳永 久志君

外交防衛委員
辞任 補欠
大塚 直史君 小林 正夫君

厚生労働委員
辞任 補欠
家西 悟君 大久保潔重君

環境委員
辞任 補欠
小林 正夫君 犬塚 直史君

同日議長から、次の内閣提出案を委員会に付託した。

災害対策特別委員
辞任 補欠
松浦 大悟君 牧山ひろえ君

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第三八号)

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

経済産業委員会に付託

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案(第六十九回国会、後藤茂之君外三名提出)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

裁判官の非行と報酬等に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一〇二号)

我が国の自殺防止対策に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一〇三号)

青田買ひ禁止の推進に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一〇四号)

海外要人の広島平和記念資料館・長崎原爆資料館への視察の促進に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一〇五号)

我が国のガザ地区に対する取り組みに関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一〇六号)

日本国憲法の改正手続に関する法律に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一〇七号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

捜査情報漏洩に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第九二号)

産科医療補償制度に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第九三号)

「外国人台帳制度に関する懇談会」報告書に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第九四号)

公職選挙法におけるインターネット選挙運動の規制に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第九五号)

商店街等頻繁に人が出入りするところへの投票所設置に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第九六号)

経済連携協定の工程表の進捗状況に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第九七号)

国連人権諸条約の個人通報制度に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第九八号)

難病患者等の福祉に関する質問主意書(谷博之君提出)(第九九号)

難病患者の就労施策に関する質問主意書(谷博之君提出)(第一〇〇号)

去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

外山 斎君

補欠

徳永 久志君

総務委員

辞任

徳永 久志君

補欠

外山 斎君

外交防衛委員

辞任

小林 正夫君

補欠

犬塚 直史君

厚生労働委員

辞任

犬塚 直史君

補欠

小林 正夫君

環境委員

大久保潔重君

辞任

家西 悟君

補欠

大久保潔重君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

牧山ひろえ君

補欠

松浦 大悟君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第一四号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

農業協同組合法等の一部を改正する法律案(第百七十回国会参第一号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

弾劾手続き中の裁判官に対する給与支払いに関する質問主意書(前川清成君提出)(第一〇八号)

任期満了直前の不祥事に基づく裁判官弾劾手続きに関する質問主意書(前川清成君提出)(第一〇九号)

フランチャイズ契約の改善についての行政指導に関する質問主意書(姫井由美子君提出)(第一一〇号)

検察を監視する仕組みに関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一一一号)

予断排除の徹底に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一一二号)

裁判員制度を適用する案件についての捜査中の情報開示ガイドライン策定の必要性に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一一三号)

去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算委員

辞任

衛藤 晟一君

補欠

西田 昌司君

議院運営委員

辞任

磯崎 陽輔君

補欠

牧野たかお君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任

横峯 良郎君

補欠

一川 保夫君

同日議員から次の議案が提出された。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(松野信夫君外五名発議)(参第一〇号)

株式会社中小企業再生支援機構法案(増子輝彦君外六名発議)(参第一二号)

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案(増子輝彦君外六名発議)(参第一二二号)

同日衆議院から次の議案が提出された。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆第一四号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)

賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)

構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四二二号)

漁業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第三三三号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第八号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

淀川水系河川整備計画に関する質問主意書(田中康夫君提出)(第一一四号)

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が会計検査で指摘された過払い額を減額して返還させたことに関する質問主意書(足立信也君提出)(第一一五号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員姫井由美子君提出定額給付金のDV被害者等への支給促進に関する質問に対する答弁書(第九〇号)

参議院議員喜納昌吉君提出民間企業作成の副教材に関する質問に対する答弁書(第九一号)

同日内閣から、自衛隊法第六十二条第五項の規定に基づく平成二十年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告を受領した。

同日内閣から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員に準用する同法第二十三条第三項の規定に基づく平成二十年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告を受領した。

一昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財政金融委員

辞任

補欠

池口 修次君

水岡 俊一君

水戸 将史君

川崎 稔君

国土交通委員

辞任

補欠

川崎 稔君

水戸 将史君

環境委員

辞任

補欠

水岡 俊一君

池口 修次君

予算委員

辞任

補欠

大門実紀史君

仁比 聡平君

決算委員

辞任

補欠

磯崎 陽輔君

牧野たかお君

西田 昌司君

衛藤 晟一君

仁比 聡平君

大門実紀史君

議院運営委員

辞任

補欠

衛藤 晟一君

西田 昌司君

牧野たかお君

磯崎 陽輔君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

一川 保夫君 横峯 良郎君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

決算委員会

理事 那谷屋正義君 (那谷屋正義君の補欠)

理事 松野 信夫君 (松野信夫君の補欠)

理事 浜田 昌良君 (浜田昌良君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教科学委員会に付託した。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(松野信夫君外五名発議)

株式会社中小企業再生支援機構法案(増子輝彦君外六名発議)

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案(増子輝彦君外六名発議)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

生活保護の受給申請に関する質問主意書(辻泰弘君提出)(第一一六号)

生活福祉資金貸付制度に関する質問主意書(辻泰弘君提出)(第一一七号)

産業廃棄物処理施設に関する質問主意書(姫井由美子君提出)(第一一八号)

北朝鮮によるミサイル発射に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第一一九号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

障害の範囲の国際比較に関する質問主意書(谷博之君提出)(第一〇一号)

裁判官の非行と報酬等に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一〇二号)

我が国の自殺防止対策に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一〇三号)

青田買い禁止の推進に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一〇四号)

海外要人の広島平和記念資料館・長崎原爆資料館への視察の促進に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一〇五号)

我が国のガザ地区に対する取り組みに関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一〇六号)

日本国憲法の改正手続に関する法律に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一〇七号)

弾劾手続き中の裁判官に対する給与支払いに関する質問主意書(前川清成君提出)(第一〇八号)

任期満了直前の不祥事に基づく裁判官弾劾手続きに関する質問主意書(前川清成君提出)(第一〇九号)

フランチャイズ契約の改善についての行政指導に関する質問主意書(姫井由美子君提出)(第一一〇号)

検察を監視する仕組みに関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一一一号)

予断排除の徹底に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一一二号)

裁判員制度を適用する案件についての捜査中の情報開示ガイドライン策定の必要性に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一一三号)

同日議長は、三月三十一日のラウル・リカルド・アルフォンシン元アルゼンチン共和国大統領の逝去に際し、フリオ・コボス同国上院議長宛弔電を発送した。

昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

鈴木 政二君

西田 昌司君

財政金融委員

辞任

補欠

川崎 稔君

水戸 将史君

水岡 俊一君

池口 修次君

文教科学委員

辞任

補欠

西田 昌司君

鈴木 政二君

農林水産委員

辞任

補欠

小川 勝也君

中谷 智司君

経済産業委員

辞任

補欠

中谷 智司君

小川 勝也君

国土交通委員

辞任

水戸 将史君

補欠

川崎 稔君

環境委員

辞任

池口 修次君

補欠

水岡 俊一君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任

鈴木 寛君

補欠

青木 愛君

少子高齢化・共生社会に関する調査会委員

辞任

松浦 大悟君

補欠

姫井由美子君

同日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案
(西岡武夫君外七名発議)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(閣法第五九号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第二五号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第三

八号)審査報告書

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

防衛省改革・組織改編における文民統制の考え方に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一二〇号)

教科書検定手続きの透明化に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一二二号)

我が国の教科書の充実に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一二二号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員松野信夫君提出捜査情報漏洩に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員糸数慶子君提出産科医療補償制度に関する質問に対する答弁書(第九三号)

参議院議員藤末健三君提出「外国人台帳制度に関する懇談会」報告書に関する質問に対する答弁書(第九四号)

参議院議員藤末健三君提出公職選挙法におけるインターネット選挙運動の規制に関する質問に対する答弁書(第九五号)

参議院議員藤末健三君提出商店街等頻繁に人が出入りするところへの投票所設置に関する質問に対する答弁書(第九六号)

参議院議員藤末健三君提出経済連携協定の工程表の進捗状況に関する質問に対する答弁書(第九七号)

参議院議員福島みずほ君提出国連人権諸条約の個人通報制度に関する質問に対する答弁書(第九八号)

参議院議員谷博之君提出難病患者等の福祉に関する質問に対する答弁書(第九九号)

参議院議員谷博之君提出難病患者の就労施策に関する質問に対する答弁書(第一〇〇号)

同日議長は、イタリヤ共和国中部において六日発生した地震による被害に対し、レナート・スキファー二同国上院議長宛見舞電報を発送した。

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案
右の議案を議決する。

平成二十一年四月七日

発議者

西岡 武夫
小川 勝也
秋元 司
魚住裕一郎

池口 修次
水岡 俊一
世耕 弘成
荒井 広幸

賛成者

大島九州男
風間 直樹
谷岡 郁子
羽田雄一郎
米長 晴信
島尻安伊子
西田 昌司

加賀谷 健
川合 孝典
友近 聡朗
姫井由美子
磯崎 陽輔
伊達 忠一
長谷川大紋

丸川 珠代

義家 弘介

山本 博司

鰐淵 洋子

大江 康弘

参議院議長 江田 五月殿

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案
北朝鮮は、我が国をはじめ、国際社会からの度重なる中止要請を無視して、四月五日、ミサイル発射を強行した。

そもそも今回の発射は、北朝鮮は弾道ミサイル計画に関連するすべての活動は停止しなければならぬ旨を規定している国連決議第一六九五号及び第一七一八号に違反し、我が国として容認できるものではない。

本院は、改めて、北朝鮮に対して、国連決議の規定を遵守するとともに、六者会合共同声明を完全実施するよう強く求める。また、国際社会に対し、それらの国連決議に基づく制裁規定を完全に遵守するよう強く求める。

政府は、本院決議の趣旨を体し、我が国の国民の生命・財産を脅かす行為に、断固たる抗議の意思を北朝鮮に伝えるとともに我が国独自の制裁を強めるべきである。同時に、関係各国と連携しながら、国際連合安全保障理事会において、国際社会の一致した意思を決議等で明確にするよう努力すべきである。

右決議する。

右決議する。

右決議する。

右決議する。

右決議する。

審査報告書

農業協同組合法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年四月二日

農林水産委員長 平野 達男

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農業協同組合法、水産業協同組合法、土地改良法、森林組合法及び農林中央金庫法に規定する組織を特定の政党のために利用してはならないこととするため、それぞれの法律について所要の規定の整備を行うとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

農業協同組合法等の一部を改正する法律案
右の議案を発議する。

平成二十一年十一月二十五日

発議者

郡司 彰 青木 愛

米長 晴信 福山 哲郎

直嶋 正行

賛成者

相原久美子 植松恵美子

梅村 聡 大河原雅子

大久保潔重 大島九州男

加賀谷 健 風間 直樹

川合 孝典 行田 邦子

鈴木 陽悦 谷岡 郁子

外山 斎 徳永 久志

轟木 利治 友近 聡朗

中谷 智司 姫井由美子

平山 幸司 藤谷 光信

牧山ひろえ 水戸 将史

森田 高 横峯 良郎

参議院議長 江田 五月殿

農業協同組合法等の一部を改正する法律

(農業協同組合法の一部改正)

第一条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

組合は、これを特定の政党のために利用してはならない。

第七十二条の三に次の一項を加える。

農事組合法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

第七十三条の十五に次の一項を加える。

中央会は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(水産業協同組合法の一部改正)

第二条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第

二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(組合の目的等)」に改め、

同条に次の一項を加える。

2 組合は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(土地改良法の一部改正)

第三条 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

(政治的中立)

第十三条の二 土地改良区は、これを特定の政党のために利用してはならない。

第百十一条の四に次の一項を加える。

2 連合会は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(森林組合法の一部改正)

第四条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(事業の目的等)」に改め、

同条に次の一項を加える。

2 組合は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(農林中央金庫法の一部改正)

第五条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(目的等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 農林中央金庫は、これを特定の政党のために利用してはならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年四月七日

農林水産委員長 平野 達男

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農産加工品の輸入増加等の影響を受ける特定農産加工業者の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期間を五年間延長しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十一年二月二十四日

内閣総理大臣臨時代理

国 務 大 臣 河村 建夫

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「この法律の施行の日から起算して二十年を経過した日に」を「平成二十六年六月三十日限り」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方税法の一部改正)

第二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第五項中「平成二十一年六月三十日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「平成二十一年分」を「平成二十三年分」に改める。

審査報告書

道路交通法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十一年四月七日

内閣委員長 愛知 治郎

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、駐車若しくは停車が禁止されている道路の部分又は時間制限駐車区間のうち道路標識等により指定されたものについて、高齢運転者等の申請により都道府県公安委員会が交付する高齢運転者等標章を掲示した普通自動車に限り駐車又は停車をすることができるとするほか、高速自動車国道等において車間距離保持義務に違反する行為をした者に係る法定刑の引上げ、高齢運転者標識の表示義務の見直し等を行うおととするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、高齢者、障害者等が自動車による安全かつ円滑な移動を享受することができるよう、駐車環境を始めとする交通環境の整備に努めるとともに、次の事項について万全を期すべきである。

一、高齢運転者等専用駐車区間への違法駐車に対する反則金の額は、制度導入の趣旨が高齢運転者等の安全運転の支援にあることに十分配慮

し、当該区間以外への違法駐車に対するものより多額とすること。

二、高齢運転者標識制度については、表示義務の在り方等を含め、改めて検討を加えること。また、聴覚障害者が普通自動車を運転する際の標識の表示義務については、引き続き、関係者の意見を十分聴取しつつ検討を進め、必要に応じ見直しを行うこと。

三、聴覚障害者に対する普通自動車免許の付与条件の妥当性について引き続き検討を行うとともに、原動機付き自転車等、運転することができず自動車の種類の拡大について調査・検討を行うこと。検討に当たっては、諸外国の状況にも配慮するとともに、聴覚障害者団体との意見交換を実施すること。

四、本法成立後速やかに、現在取りまとめが行われている「高齢運転者支援のための重点施策」を実施に移すとともに、高齢運転者の交通安全を支援する対策を更に充実させるための方策について、引き続き検討を行うこと。

右決議する。

道路交通法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十一年二月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の付記中「第二百二十条第一項第二号」を「第二百十九条第一項第一号の四、第二百二十条第一項第二号」に改める。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例)

第四十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者(以下この項及び次項において「高齢運転者等」という。)が運転する普通自動車(当該高齢運転者等が内閣府令で定めるところによりその者の住所を管轄する公安委員会に届出をしたものに限る。)であつて、当該高齢運転者等が同項の規定により交付を受けた高齢運転者等標章をその停車又は駐車をしている間前面の見やすい箇所に掲示したもの(以下「高齢運転者等標章自動車」という。)は、第四十四条の規定による停車及び駐車を禁止する道路の部分又は前条第一項の規定による駐車を禁止する道路の部分の全部又は一部について、道路標識等により停車又は駐車をすることができるとされるときは、これらの規定にかかわらず、停車し、又は駐車することができる。

一 第七十一条の五第二項に規定する普通自動車対応免許(以下この条において単に「普通自

自動車対応免許」という。)を受けた者で七十歳以上のもの

二 第七十一条の六第一項又は第二項に規定する者

三 前二号に掲げるもののほか、普通自動車対応免許を受けた者で、妊娠その他の事由により身体機能に制限があることからその者の運転する普通自動車が停車又は駐車をするこ
とができる場所について特に配慮する必要があるものとして政令で定めるもの

2 公安委員会は、高齢運転者等に対し、その申請により、その者が前項の届出に係る普通自動車の運転をする高齢運転者等であることを示す高齢運転者等標章を交付するものとする。

3 高齢運転者等標章の交付を受けた者は、当該高齢運転者等標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その者の住所を管轄する公安委員会に高齢運転者等標章の再交付を申請することができる。

4 高齢運転者等標章の交付を受けた者は、普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき、第一項第三号に規定する事由がなくなつたときその他内閣府令で定める事由が生じたときは、速やかに、当該高齢運転者等標章をその者の住所を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

5 前三項に定めるもののほか、高齢運転者等標章について必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則 第四項については第二百一十一条第一項第九号)

第四十六条中「車両」を「前条第一項に規定するもののほか、車両」に、「前条第一項」を「第四十五条第一項」に改める。

第四十九条の四第二項中「第四十九条の二」を「第四十九条の三」に改め、同条第三項中「第四十九条の二」を「第四十九条の三から第四十九条の五まで」に改め、同条を第四十九条の七とする。

第四十九条の三中「前条第三項」を「第四十九条の三第三項」に改め、同条を第四十九条の六とする。

第四十九条の二第二項中「除く」の下に、「次条において同じ」を加え、「次項から第四項まで」を「この条から第四十九条の五まで」に改め、同条第二項中「車両」を「車両(前条の規定により指定された道路の区間(次条において「高齢運転者等専用時間制限駐車区間」という。))にあつては、高齢運転者等標章自動車に限る。以下この条、第四十九条の六及び第九十九条の三第一項第二号において同じ。)」に、「前条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条第四項中「前条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条第五項を削り、同条の付記中「及び第五項後段」を削り、同条を第四十九条の三とし、同条の次に次の二条を加える。

(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止)

第四十九条の四 高齢運転者等専用時間制限駐車

区間においては、高齢運転者等標章自動車以外の車両は、駐車をしてはならない。

(罰則 第二百一十九条の二第一項第一号、同条第二項、第二百一十九条の三第一項第一号、同条第二項)

(時間制限駐車区間における駐車の特例)

第四十九条の五 警察署長が公安委員会の定めるところにより時間制限駐車区間における車両の駐車につき駐車することができる場所及び駐車の方法並びに駐車を開始することができる時刻及び駐車を終了すべき時刻を指定して許可をした場合において、当該許可に係る車両が、指定された場所及び方法で、指定された駐車を開始することができる時刻から駐車を終了すべき時刻までの間において駐車を開始したときは、当該車両及びその運転者については、前二条(第四十九条の三第一項を除く。)の規定は、適用しない。この場合において、当該車両は、当該指定された駐車を終了すべき時刻を過ぎて引き続き駐車してはならない。

(罰則 後段については第二百一十九条の三第一項第一号、同条第二項)

第四十九条の次に次の一条を加える。

(高齢運転者等専用時間制限駐車区間)

第四十九条の二 公安委員会は、時間制限駐車区間を、時間を限つて同一の高齢運転者等標章自動車に限り引き続き駐車することができる道路の区間として指定することができる。この場合

において、公安委員会は、前条第一項の道路標識等にその旨を表示するものとする。

第五十一条第一項中「若しくは第四十九条の二第二項、第三項若しくは第五項後段」を「第四十九条の三第二項若しくは第三項、第四十九条の四若しくは第四十九条の五後段」に、「第四十九条の二第四項」を「第四十九条の三第四項」に改める。

第七十五条第一項第七号中「第四十九条の二第三項」を「第四十九条の三第三項、第四十九条の四」に改める。

第八十二条の二十九第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進

第二百一十九条第二項第一号の三の次に次の一号を加える。

一 第四 第二十六条(車間距離の保持)の規定の違反となるような行為(高速自動車国道等におけるものに限る。)をした者

第二百一十九条の二第一項第一号中「又は第四十九条の二(時間制限駐車区間における駐車の方法等)第三項」を「第四十九条の三(時間制限駐車区間における駐車の方法等)第三項又は第四十九条の四(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止)」に改める。

第百十九条の三第一項第一号中「又は第四十九

条の二時間制限駐車区間における駐車の方法等

第二項、第三項若しくは第五項後段」を、「第四十

九条の三(時間制限駐車区間における駐車の方法

等第二項若しくは第三項、第四十九条の四(高齢

運転者等専用時間制限駐車区間における駐車(禁

止)又は第四十九条の五(時間制限駐車区間にお

ける駐車の特例)後段」に、「同条第二項」を「第四

九条の三第二項」に改め、同項第二号中「第四十九

条の二第二項」を「第四十九条の三第二項」に改

め、同項第三号中「第四十九条の二(時間制限駐

車区間における駐車の方法等)第四項」を「第四十九

条の三(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

第四項」に改める。

第百二十条第一項第二号中「した者」の下に「第

二十六条の規定の違反となるような行為をした者

にあつては、第百十九条第一項第一号の四に該当

する者を除く。」を加え、同項に次の一号を加え

る。

十六 高齢運転者等標章を他人に譲り渡し、又

は貸与した者

第百二十一条第一項第九号中「第五十一条の二

(違法駐車に対する措置)第十項」を「第四十五条の

二(高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特

例)第四項、第五十一条の二(違法駐車に対する措

置)第十項」に改める。

附則に次の一条を加える。

(高齢運転者標識表示義務に関する当面の措置)

第二十二條 第七十一条の五第二項の規定は、当

分の間、適用しない。この場合において、同条

第三項中「七十歳以上七十五歳未満」とあるの

は、「七十歳以上」とする。

別表第一中「第四十九条の二第三項」を「第四

九条の三第三項、第四十九条の四」に、「第四十九

条の二第二項若しくは第五項後段」を「第四十九

条の三第二項若しくは第四十九条の五後段」に、「第

四十九条の二第四項」を「第四十九条の三第四項

」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 附則に一条を加える改正規定並びに次条か

ら附則第四条までの規定及び附則第五条の規

定(自動車運転代行業の業務の適正化に関す

る法律(平成十三年法律第五十七号)第十九条

第一項の表第七十四条の三第一項の項の改正

規定に係る部分に限る。) 公布の日

二 第二十六條の付記の改正規定、第百八條の

二十九第二項の改正規定、第百十九條第一項

第一号の三の次に一号を加える改正規定及び

第百二十條第一項第二号の改正規定 公布の

日から起算して六月を超えない範囲内におい

て政令で定める日

(運転免許の拒否等に関する経過措置)

第二條 前条第一号に掲げる改正規定の施行前に

した行為を理由とする運転免許の拒否、保留、

取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転

の禁止については、なお従前の例による。

2 前条第一号に掲げる改正規定の施行前にした

行為に対する罰則の適用については、なお従前

の例による。

第三條 附則第一条各号に掲げる改正規定の施行

前にした行為に対する反則行為の取扱いに関し

ては、それぞれなお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四條 前二条に定めるもののほか、この法律の

施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過

措置を含む。)は、政令で定める。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法

律の一部改正)

第五條 自動車運転代行業の業務の適正化に関す

る法律の一部を次のように改正する。

第十九條第一項の表第七十四條の三第一項の

項中「道路運送車両法の規定による軽自動車を

使用して貨物を運送する事業」を「貨物自動車運

送事業法(平成元年法律第八十三号)の規定によ

る貨物軽自動車運送事業」に改め、同表第七十

五條第一項第七号の項中「第四十九條の二第三

四」に、「第四十九條の二第二項から第四項まで

若しくは第五項後段」を「第四十九條の三第二項

から第四項まで、第四十九條の四、第四十九

條の五後段」に改め、同表第百十九條の二第一

項第三号の項中「第四十九條の二第三項」を「第

四十九條の三第三項、第四十九條の四」に改め

る。

投票者氏名

日程第一 農業協同組合法等の一部を改正する法

律案(第百七十回国会郡司彰君外四名発議)

賛成者氏名

一三一名

足立 信也君

相原久美子君

青木 愛君

浅尾慶一郎君

家西 悟君

池口 修次君

石井 一君

一川 保夫君

犬塚 直史君

岩本 司君

植松恵美子君

梅村 聡君

小川 勝也君

小川 敏夫君

尾立 源幸君

大石 尚子君

大石 正光君

大河原雅子君

大久保 勉君

大久保潔重君

大島九州男君

大塚 耕平君

岡崎トミ子君

加賀谷 健君

加藤 敏幸君

風間 直樹君

金子 恵美君

神本美恵子君

亀井亜紀子君

亀井 郁夫君

川合 孝典君	川上 義博君	藤末 健三君	藤田 幸久君	石井みどり君	泉 信也君	溝手 顕正君	矢野 哲朗君
川崎 稔君	木俣 佳丈君	藤谷 光信君	藤本 祐司君	磯崎 陽輔君	市川 一朗君	山内 俊夫君	山崎 正昭君
喜納 昌吉君	北澤 俊美君	藤原 正司君	藤原 良信君	岩城 光英君	衛藤 晟一君	山田 俊男君	山谷えり子君
工藤堅太郎君	郡司 彰君	舟山 康江君	前川 清成君	尾辻 秀久君	岡田 直樹君	山本 一太君	山本 順三君
小林 正夫君	行田 邦子君	前田 武志君	牧山ひろえ君	岡田 広君	荻原 健司君	吉田 博美君	吉村剛太郎君
輿石 東君	今野 東君	増子 輝彦君	松井 孝治君	加治屋義人君	加納 時男君	義家 弘介君	脇 雅史君
佐藤 公治君	佐藤 泰介君	松浦 大悟君	松岡 徹君	神取 忍君	川口 順子君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君
櫻井 充君	自見庄三郎君	松野 信夫君	円より子君	河合 常則君	木村 仁君	浮島とも子君	加藤 修一君
芝 博一君	島田智哉子君	水戸 将史君	水岡 俊一君	岸 宏一君	岸 信夫君	風間 昶君	草川 昭三君
下田 敦子君	主濱 了君	峰崎 直樹君	室井 邦彦君	北川イツセイ君	小池 正勝君	木庭健太郎君	澤 雄二君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君	森 ゆうこ君	森田 高君	小泉 昭男君	鴻池 祥肇君	白浜 一良君	谷合 正明君
鈴木 陽悦君	田名部匡省君	築瀬 進君	柳澤 光美君	佐藤 昭郎君	佐藤 信秋君	西田 実仁君	浜田 昌良君
高嶋 良充君	高橋 千秋君	柳田 稔君	山下八洲夫君	佐藤 正久君	坂本由紀子君	浜四津敏子君	弘友 和夫君
武内 則男君	谷 博之君	山根 隆治君	吉川 沙織君	島尻安伊子君	末松 信介君	松 あきら君	山口那津男君
谷岡 郁子君	千葉 景子君	米長 晴信君	蓮 舫君	鈴木 政二君	世耕 弘成君	山下 栄一君	山本 香苗君
ツルキンマルティ君	津田弥太郎君	井上 哲士君	市田 忠義君	関口 昌一君	田村耕太郎君	山本 博司君	渡辺 孝男君
辻 泰弘君	外山 斎君	紙 智子君	小池 晃君	伊達 忠一君	谷川 秀善君	鰐淵 洋子君	荒井 広幸君
徳永 久志君	森木 利治君	大門実紀史君	仁比 聡平君	塚田 一郎君	中川 義雄君	大江 康弘君	松下 新平君
富岡由紀夫君	友近 聡朗君	山下 芳生君	近藤 正道君	中川 雅治君	中川 義雄君	渡辺 秀央君	山東 昭子君
那谷屋正義君	内藤 正光君	福島みずほ君	淵上 貞雄君	中村 博彦君	中山 恭子君		
直嶋 正行君	中谷 智司君	又市 征治君	山内 徳信君	二之湯 智君	西島 英利君		
中村 哲治君	長浜 博行君	糸数 慶子君	川田 龍平君	西田 昌司君	野村 哲郎君		
西岡 武夫君	羽田雄一郎君	田中 直紀君		南野知恵子君	長谷川大紋君		
長谷川憲正君	白 眞勲君			林 芳正君	藤井 孝男君		
林 久美子君	姫井由美子君			古川 俊治君	牧野たかお君		
平田 健二君	平野 達男君			松田 岩夫君	松村 祥史君		
平山 幸司君	広田 一君			松村 龍二君	松山 政司君		
広中和歌子君	福山 哲郎君			丸川 珠代君	丸山 和也君		
反対者氏名				賛成者氏名			
愛知 治郎君				足立 信也君			
秋元 司君				青木 愛君			
有村 治子君				家西 悟君			
石井 準一君				石井 一君			
青木 幹雄君				犬塚 直史君			
浅野 勝人君				岩本 司君			
一〇〇名							

植松惠美子君	梅村 聡君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大石 尚子君
大石 正光君	大河原雅子君
大久保 勉君	大久保潔重君
大島九州男君	大塚 耕平君
岡崎トミ子君	加賀谷 健君
加藤 敏幸君	風間 直樹君
金子 恵美君	神本美恵子君
亀井亜紀子君	亀井 郁夫君
川合 孝典君	川上 義博君
川崎 稔君	木俣 佳文君
喜納 昌吉君	北澤 俊美君
工藤堅太郎君	郡司 彰君
小林 正夫君	行田 邦子君
奥石 東君	今野 東君
佐藤 公治君	佐藤 泰介君
櫻井 充君	自見庄三郎君
芝 博一君	島田智哉子君
下田 敦子君	主濱 了君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君
鈴木 陽悦君	田名部匡省君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
武内 則男君	谷 博之君
谷岡 郁子君	千葉 景子君
ツルキンマルティ君	津田弥太郎君
辻 泰弘君	外山 斎君
徳永 久志君	轟木 利治君
富岡由紀夫君	友近 聡朗君

那谷屋正義君	内藤 正光君
直嶋 正行君	中谷 智司君
中村 哲治君	長浜 博行君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君
長谷川憲正君	白 眞勲君
林 久美子君	姫井由美子君
平田 健二君	平野 達男君
平山 幸司君	広田 一君
広中和歌子君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君
藤谷 光信君	藤本 祐司君
藤原 正司君	藤原 良信君
舟山 康江君	前川 清成君
前田 武志君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	松井 孝治君
松浦 大悟君	松岡 徹君
松野 信夫君	円 より子君
水戸 将史君	水岡 俊一君
峰崎 直樹君	室井 邦彦君
森 ゆうこ君	森田 高君
築瀬 進君	柳澤 光美君
柳田 稔君	山下八洲夫君
山根 隆治君	吉川 沙織君
米長 晴信君	蓮 舫君
愛知 治郎君	青木 幹雄君
秋元 司君	浅野 勝人君
有村 治子君	石井 準一君
石井みどり君	泉 信也君
磯崎 陽輔君	市川 一朗君

岩城 光英君	岩永 浩美君
衛藤 晟一君	尾辻 秀久君
岡田 直樹君	岡田 広君
荻原 健司君	加治屋義人君
加納 時男君	神取 忍君
川口 順子君	河合 常則君
木村 仁君	岸 宏一君
岸 信夫君	北川イツセイ君
小池 正勝君	小泉 昭男君
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
坂本由紀子君	島尻安伊子君
末松 信介君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関口 昌一君
田村耕太郎君	伊達 忠一君
谷川 秀善君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	中川 雅治君
中川 義雄君	中村 博彦君
中山 恭子君	二之湯 智君
西島 英利君	西田 昌司君
野村 哲郎君	南野知恵子君
長谷川大紋君	林 芳正君
藤井 孝男君	古川 俊治君
牧野たかお君	松田 岩夫君
松村 祥史君	松村 龍二君
松山 政司君	丸川 珠代君
丸山 和也君	溝手 顕正君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君

反対者氏名

山崎 正昭君	山田 俊男君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉田 博美君
吉村剛太郎君	義家 弘介君
脇 雅史君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
澤 雄二君	白浜 一良君
谷合 正明君	西田 実仁君
浜田 昌良君	浜四津敏子君
弘友 和夫君	松 あきら君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 博司君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	小池 晃君
大門実紀史君	仁比 聡平君
山下 芳生君	近藤 正道君
福島みずほ君	淵上 貞雄君
又市 征治君	山内 徳信君
荒井 広幸君	大江 康弘君
松下 新平君	渡辺 秀央君
糸数 慶子君	川田 龍平君
山東 昭子君	田中 直紀君

○名

日程第三 道路交通法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

賛成者氏名

二二二名

足立 信也君 相原久美子君
青木 愛君 浅尾慶一郎君
家西 悟君 池口 修次君
石井 一君 一川 保夫君
犬塚 直史君 岩本 司君
植松恵美子君 梅村 聡君
小川 勝也君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大石 尚子君
大石 正光君 大河原雅子君
大久保 勉君 大久保潔重君
大島九州男君 大塚 耕平君
岡崎トミ子君 加賀谷 健君
加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 恵美君 神本美恵子君
亀井亜紀子君 亀井 郁夫君
川合 孝典君 川上 義博君
川崎 稔君 木俣 佳文君
喜納 昌吉君 北澤 俊美君
工藤堅太郎君 郡司 彰君
小林 正夫君 行田 邦子君
輿石 東君 今野 東君
佐藤 公治君 佐藤 泰介君
櫻井 充君 自見庄三郎君
芝 博一君 島田智哉子君
下田 敦子君 主濱 了君
榎葉賀津也君 鈴木 寛君

投票者氏名

鈴木 陽悦君	田名部匡省君	柳田 稔君	山下八洲夫君	長谷川大紋君	林 芳正君
高嶋 良充君	高橋 千秋君	山根 隆治君	吉川 沙織君	藤井 孝男君	古川 俊治君
武内 則男君	谷 博之君	米長 晴信君	蓮 舫君	牧野たかお君	松田 岩夫君
谷岡 郁子君	千葉 景子君	愛知 治郎君	青木 幹雄君	松村 祥史君	松村 龍二君
ツルギ マルチイ君	津田弥太郎君	秋元 司君	浅野 勝人君	松山 政司君	丸川 珠代君
辻 泰弘君	外山 斎君	有村 治子君	石井 準一君	丸山 和也君	溝手 顕正君
徳永 久志君	轟木 利治君	石井みどり君	泉 信也君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君
富岡由紀夫君	友近 聡朗君	磯崎 陽輔君	市川 一朗君	山崎 正昭君	山田 俊男君
那谷屋正義君	内藤 正光君	岩城 光英君	岩永 浩美君	山谷えり子君	山本 一太君
直嶋 正行君	中谷 智司君	衛藤 晟一君	尾辻 秀久君	山本 順三君	吉田 博美君
中村 哲治君	長浜 博行君	岡田 直樹君	岡田 広君	吉村剛太郎君	義家 弘介君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君	荻原 健司君	加治屋義人君	脇 雅史君	荒木 清寛君
長谷川憲正君	白 眞勲君	加納 時男君	神取 忍君	脇 雅史君	浮島とも子君
林 久美子君	姫井由美子君	川口 順子君	河合 常則君	魚住裕一郎君	風間 昶君
平田 健二君	平野 達男君	木村 仁君	岸 宏一君	加藤 修一君	木庭健太郎君
平山 幸司君	広田 一君	岸 信夫君	北川イツセイ君	草川 昭三君	澤 雄二君
広中和歌子君	藤末 健三君	小池 正勝君	小泉 昭男君	谷合 正明君	白浜 一良君
藤谷 光信君	藤本 祐司君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	浜田 昌良君	西田 実仁君
藤原 正司君	藤原 良信君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	弘友 和夫君	松 あきら君
舟山 康江君	前川 清成君	坂本由紀子君	島尻安伊子君	山口那津男君	山下 栄一君
前田 武志君	牧山ひろえ君	末松 信介君	関口 昌一君	山本 香苗君	山本 博司君
増子 輝彦君	松井 孝治君	世耕 弘成君	伊達 忠一君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
松浦 大悟君	松岡 徹君	田村耕太郎君	塚田 一郎君	井上 哲士君	市田 忠義君
松野 信夫君	円より子君	谷川 秀善君	中川 雅治君	紙 智子君	小池 晃君
水戸 将史君	水岡 俊一君	鶴保 庸介君	中村 博彦君	大門美紀史君	仁比 聡平君
峰崎 直樹君	室井 邦彦君	中山 義雄君	二之湯 智君	山下 芳生君	近藤 正道君
森 ゆうこ君	森田 高君	西島 英利君	西田 昌司君	福島みずほ君	瀧上 貞雄君
築瀬 進君	柳澤 光美君	野村 哲郎君	南野知恵子君	又市 征治君	山内 徳信君

荒井 広幸君 大江 康弘君
松下 新平君 渡辺 秀央君
糸数 慶子君 川田 龍平君
山東 昭子君 田中 直紀君

反対者氏名

○名

沖縄の言語に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年三月二十三日

糸数 慶子

参議院議長 江田 五月殿

沖縄の言語に関する質問主意書

国連教育科学文化機関(ユネスコ、本部パリ)は本年二月十九日、世界の消滅の危機にある言語に関する調査結果を発表した。この調査結果で注目されるのは、日本では、アイヌ語を含む、八丈島や南西諸島の各方言も独立の言語とみなされ、計八言語がリストに加えられた。

この八言語のうち、アイヌ語については話し手が十五人とされ、「極めて深刻」と評価され、沖縄県の八重山語、与那国語が「重大な危険」に、沖縄語、国頭(くにがみ)語、宮古語、鹿児島県・奄美諸島の奄美語、東京都・八丈島などの八丈語が「危険」と分類された。言語は文化であるとの観点

から、その保存と継承は喫緊の課題と認識している。よつて、以下質問する。

一 言語の定義について政府の見解を示された

二 方言の定義について政府の見解を示された

三 日本語の定義について政府の見解を示された

四 質問一から三までの答弁において、日本国内に言語と称されるものはいくつ存在するのか、明らかにされたい。

五 ユネスコが独立した言語とした八言語は、言語なのか、方言なのか、政府の見解を示された

六 消滅の危機にある言語をどう守り、継承していくのか、政府の見解を示されたい。

七 国会での審議では、言語の重要性を認識し、文化財に指定すべきだとの意見もあるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十一年三月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員糸数慶子君提出沖縄の言語に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出沖縄の言語に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「言語」、「方言」及び「日本語」の用語は、様々な意味を有するものと承知しているが、例えば、人間が音声又は文字を用いて、思想、感情、意志等を伝達するために用いる記号体系が「言語」とされ、共通語とは異なつた形で地方的に用いられることが「方言」とされ、我が国において、現在、最も普通に使われている言語が「日本語」とされていると承知している。

四及び五について

一から三までについて述べたように「言語」及び「方言」の用語は、様々な意味を有するものと承知しており、お尋ねに一概にお答えすることは困難であるが、アイヌ語については、平成二十年六月六日の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する内閣官房長官談話において、アイヌの人々が独自の言語を有するとの認識を示しているところである。

六について

政府としては、アイヌ語については、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(平成九年法律第五十二号)に基づき、アイヌ語の指導者を育成するための講座の実施等の施策を支援しているところである。

また、方言については、国語審議会の審議経

過報告「新しい時代に応じた国語施策について」(平成七年十一月)において、「方言の尊重」という観点から、児童生徒等が方言に親しむための工夫や方言に関する学術研究等の施策が講じられることが望ましいとされており、文化庁としては、「言葉」について考える体験事業の中で方言に親しむ機会が地域の人々に提供されるよう取り組んでいるところである。

七について

文部科学省としては、言語や方言を文化財として指定することは困難であると考えている。

定額給付金のDV被害者等への支給促進に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年三月二十五日

姫井由美子

参議院議長 江田 五月殿

定額給付金のDV被害者等への支給促進に関する質問主意書

定額給付金に関して、DV被害者への確実な支給を求める声が強い。DV被害者が、シェルターと呼ばれる公共もしくは民間の保護施設に避難する場合には、通常、DV加害者である夫などに自分の居場所が分からないようにしなければなら

い。そのためDV被害者の住民票は、避難する前に住んでいた住所においておくことがほとんどである。

定額給付金は、二月一日の基準日に住民登録されている自治体が支給業務を行い、世帯主が代表して申請し、受け取るようになっていて、申請書類が住民登録されている住所に送付されるため、シエルターに滞在しているDV被害者については、定額給付金受給の必要性が高いにもかかわらず、現実には受け取れないという事態の発生が憂慮されている。

また、ホームレスやネットカフェ滞り者も、住民登録を基準として支給業務が行われるため定額給付金を受け取れないという懸念が、広がっている。

そこで、以下質問する。

一 住民登録されている住所から離れてシエルターに避難しているDV被害者が定額給付金を受け取れないような事態に対処するため、避難しているDV被害者に対して定額給付金と同額を独自に支給する自治体もあると聞く。そのような対応をしている自治体の名称と対応内容について、政府の承知しているところを示されたい。

二 避難しているDV被害者が定額給付金を受け取れるようにするために、政府が全国一律に何らかの対応をすべきであると考え。この点に

関して政府の見解を明らかにされたい。

三 ホームレスに対して、キリスト教系の宗教団体やNPO法人などが様々な支援を行っている。これらの団体との提携によって、ホームレスに対する定額給付金の支給も可能になるかもしれないと考える。ホームレス支援団体との提携によるホームレスへの定額給付金支給の促進について、政府の見解を問う。

四 ネットカフェ滞り者に対しては、ネットカフェが三千円で住民登録するサービスを実施している例もあり、このような店舗の協力を得れば、定額給付金の支給も促進されることがある。何らかの工夫によりネットカフェ滞り者への定額給付金の支給も可能になると考えるが、ネットカフェ滞り者への定額給付金支給の促進に向けた取組の必要性について政府の見解を問うとともに、既に取組んでいるのであれば、その内容を示されたい。

右質問する。

平成二十一年四月三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 河村 建夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員堀井由美子君提出定額給付金のDV被害者等への支給促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員堀井由美子君提出定額給付金のDV被害者等への支給促進に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねのような対応をしている地方公共団体について、いくつかの事例が報道されたことは承知しているが、総務省として、その詳細については確認していない。

二について

お尋ねの配偶者からの暴力の被害者で住民基本台帳上の住所から離れて生活している者については、当該被害者からの申出に基づき加害者による住民基本台帳の一部の写しの閲覧等を制限する措置が講じられ、転居又は転出後の居場所が新たな住所として住民基本台帳に記録された場合には定額給付金の申請及び受給が可能となることを、平成二十年十一月末以来、地方公共団体に周知するとともに、住民への広報を地方公共団体に依頼してきたところである。

三及び四について

お尋ねのようなホームレスや「ネットカフェ滞り者」について、平成二十一年二月一日(以下「基準日」という。)現在でいずれかの市町村(特別区を含む。以下同じ。)の住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又は登録されている場合には、当該記録又は登録されている住所又は居住地と現に生活している場所が異なっているにも

当該記録又は登録されている住所又は居住地のある市町村に対し郵送により定額給付金の給付の申請をすることができるようである。また、基準日において日本国内で生活はしていたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者については、基準日の翌日以降にいずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなった時点で定額給付金の給付対象者とするとしたところである。

総務省としては、このような定額給付金の仕組みについて地方公共団体に周知を図っているところであり、加えて、平成二十一年三月二十四日には、お尋ねのようなホームレスや「ネットカフェ滞り者」に対し定額給付金についての周知を図るための文書の配布及び掲示を行っている神戸市等の取組事例を全国の地方公共団体に対して紹介し、適切な対応を依頼したところである。

民間企業作成の副教材に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年三月二十六日

参議院議長 江田 五月殿
喜納 昌吉

民間企業作成の副教材に関する質問主意書
 一 民間企業である三菱商事が、小学五、六年生向けの社会科副教材「世界をむすぶ産業と貿易」を作成し、来月(四月)から東京都内の小学校などに計三万六五〇〇部を無料で配布することが明らかになった。これは明らかに民間企業による公教育への介入とも受け取られ、問題があると考えられる。よって、以下質問する。

一 三菱商事による副教材作成、および、その小学校などへの無料配布について、文部科学省(以下「文科省」という。)は、教材の選定および承認に直接的には関与しないにせよ、教育の最高行政機関として当然、把握していたと思われる。把握していたか否かを明らかにされたい。

二 今月(三月)九日付の朝日新聞記事によると、

配布には「小学生にはなじみの薄い総合商社の役割を知ってもらう」という目的も含まれているという。小学生に総合商社の役割を知らせる必要があるとは思えない。手前味噌すぎる。文科省は、教科書検定については極めて厳しい態度をとってきたが、文科省の管理の枠外で民間企業が恣意的に副教材を作成し配布できるとすれば、教科書検定の意味が薄められる恐れがないとは言えず、極めて由々しい事態が生じないともかぎらない。このような検定に関わる懸念について、文科省の考えを明らかにされたい。

三 民間企業作成の副教材に教育上、好ましくない点が見つかった場合、文科省は何らかの指導

をすることが制度上、可能なのか否か、明らかにされたい。

四 文科省は、現行のような副教材作成および配布の方法が望ましいと思うか否か、改善の余地があるかないか、それぞれ明らかにされたい。また、改善の余地がある場合は、どのような点なのか、明らかにされたい。

五 この三菱商事による副教材作成および配布は、公教育への民間企業の介入とも受け止められる。この点に関して文科省は、どう受け止めているか、明らかにされたい。
 右質問する。

平成二十一年四月三日

内閣総理大臣臨時代理
 国 務 大 臣 河 村 建 夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員喜納昌吉君提出民間企業作成の副教材に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出民間企業作成の副教材に関する質問に対する答弁書

一 について

文部科学省としては、御指摘の三菱商事株式会社による教材の作成及び東京都内の小学校への無料配布について新聞報道で承知している。二から五までについて
 教科用図書以外の教材の使用については、学

校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三十四条等及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十条の三の規定により、各学校において当該教材が有益適切なものかどうかを判断し、各教育委員会も教育委員会規則の制定等により適切に関与することとされており、文部科学省が直接関与する制度とはされていない。

文部科学省としては、御指摘の教材を含め教科用図書以外の教材が、これらの規定に基づき、各教育委員会の適切な関与の下、各学校の判断により使用されることについて、特段の問題があると考えていない。

捜査情報の漏洩に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年三月二十七日

松野 信夫

参議院議長 江田 五月殿

捜査情報の漏洩に関する質問主意書

警察及び検察が捜査過程で入手する捜査情報は、適正な捜査の確保やプライバシー保護の観点から秘密性が高いとされているが、近時、マスコミ報道からみてこうした捜査情報が漏洩されているのではないかとと思われる事案が散見される。時

には世論形成上、警察ないしは検察が意図的にリークしているのではないかと疑いすら生じかねない事案もあり、看過できない。

かかる事態は警察及び検察の公平性及び公正性に疑念をもたらす重大な問題であり、この際、事実関係や政府解釈を確認する必要がある。

そこで、以下のとおり質問する。

一 捜査官が刑事事件の捜査の過程で入手し、秘密であるべき捜査情報を漏洩することは許されないと考えるが、政府も同様の認識であるか。また、こうした捜査情報を意図的に漏洩することとは、国家公務員法の守秘義務違反に問われることになるのではないか。

二 国家公務員法第百条の「職務上知ることのできた秘密」とはどのようなものと理解しているか。例えば、被疑者が否認しているか自白しているか、あるいは途中から自白に転じたか、どのような参考人を呼んで事情聴取しているか、もしくはする予定であるか、また呼ばれた参考人がどのような供述をしているかなどの事実が職務上知ることのできた秘密というべきものか。

三 刑法第三百三十四条は、医師、薬剤師らが、「正当な理由がないのに」人の秘密を漏らしたときに罰則が科せられることになっているが、国家公務員法上は「正当な理由」の有無は問われておらず、単に職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないとされている。同じ漏洩で

平成二十一年四月八日 参議院会議録第十五号

質問主意書及び答弁書

二四

あつても「正当な理由」という要件の有無によつて何らかの違いがあるか。例えば、国家公務員の場合は捜査情報を含め、もともと漏洩すること自体が違法性が高く許されないと解されるからと理解してよいか。

四 捜査情報の漏洩は、マスコミに対する漏洩もそれ以外の関係者に対する漏洩も、守秘義務違反の有無については同様であるという理解でよいか。

五 直近の十年間で、捜査情報の漏洩について守秘義務違反で立件された事案があれば年度別の件数及びその判決結果などを明らかにされた。また立件までには至らなくても、内部の規律違反などで何らかの指導や制裁などの処分科した事案があれば年度別の件数及びその処分結果を明らかにされたい。

六 政府は、捜査情報の漏洩が重大な問題であるとの認識があるか。あるとすればその防止をどのように図つてきているか。

平成二十一年四月七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松野信夫君提出捜査情報の漏洩に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松野信夫君提出捜査情報の漏洩に関する質問に対する答弁書

一及び六について

捜査機関においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものと承知しており、今後も、同様の配慮を払うものと考えているが、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百条第一項の違反の有無は、事案に即して個別具体的に判断すべきものであるから、答弁を差し控えたい。

二について

国家公務員法第百条第一項における「職務上知ることのできた秘密」とは、職員が職務を遂行する上で知ることができた秘密のことをいうと解されているが、お尋ねの点については、事案に即して個別具体的に判断すべきものであるから、答弁を差し控えたい。

三について

刑法(明治四十年法律第四十五号)第百三十四条及び国家公務員法第百条第一項の違反の有無は、事案に即して個別具体的に判断すべきものである。

なお、刑法第百三十四条及び国家公務員法第百条第一項違反の行為は、いずれも、法律に違反する行為であり、許されない行為である。

四について

御指摘の「それ以外の関係者」の意味するところが明らかでないので、お答えすることは困難

である。

五について

お尋ねの件数については、統計がないが、法務省及び警察庁において確認できる範囲では、捜査をする過程で入手した情報を漏洩したとして、刑事事件として検察庁において受理した事件の数は、平成十六年度に二件、平成十七年度に一件、平成十八年度に一件、平成十九年度に一件、平成二十年度に二件であり、刑事裁判で有罪が確定した事件の数は、平成十七年度に一件、平成十八年度に一件、平成十九年度に一件、平成二十年度に一件であり、捜査をする過程で入手した情報を漏洩したことについて懲戒処分等を受けた事案(当該漏洩について刑事事件として検察庁において受理した事案に係るものを除く)の数は平成二十年度に一件である。

産科医療補償制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年三月三十日

糸数 慶子

参議院議長 江田 五月殿

産科医療補償制度に関する質問主意書

分婉機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となつた者に

補償金を支払う「産科医療補償制度」が、二〇〇九年一月一日から始まつている。この制度について、以下質問する。

一 分婉機関(病院・診療所、助産所)の産科医療補償制度への加入状況を明らかにされたい。

二 産科医療補償制度では、分婉機関は、補償金の支払いによる損害を担保するため、運営組織が契約者となる損害保険に加入する仕組みになつている。民間の保険会社を活用する制度設計とした理由は何か。国が公的に行う無過失補償制度とすべきではなかったのか。

三 補償対象が通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となつた場合に限定された理由はなぜか。脳性麻痺以外の障害にはどのように対応していくのか。

四 通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となつた場合のうち、先天性の脳性麻痺は補償対象外とした理由は何か。

五 通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となつた場合のうち、身体障害者等級一・二級相当以外の中軽度の脳性麻痺は補償対象外である理由は何か。

六 通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となつた場合のうち、出生体重が二千グラム未満の場合及び在胎週数三十三週未満の場合は補償外(ただし、在胎週数二十八週以上の者については個別審査により補償対象となる場合があるとされている。)である理由は何か。また、この

二千グラム、三十三週、二十八週という基準の根拠は何か。

七 年間の分娩数が約百万件とすると、年間約三百億円の保険料収入となる。一方で補償対象者推計数は年間おおむね五百人から八百人とされており、年間補償金総額は八百人の場合でも約二百四十億円となる。多額の余剰金が発生すると考えられ、その使い道を明確にすべきであると考え、政府の認識は如何か。

八 五年を目途に制度の見直しを行うとされているが、前倒しして行うべきではないか。また、補償対象の拡大について、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年四月七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員糸数慶子君提出産科医療補償制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出産科医療補償制度に関する質問に対する答弁書

一について

産科医療補償制度の運営組織である財団法人日本医療機能評価機構(以下「機構」という。)によると、平成二十一年三月三十日現在、同制度には、分娩を取り扱う病院及び診療所の九十九・七パーセントに当たる二千八百五十六機関

が加入しており、また、分娩を取り扱う助産所の九十六・三パーセントに当たる四百十一機関が加入している。

二について

お尋ねについては、分娩に係る医療事故による脳性麻痺は一定の確率で不可避免的に生じるものであること、保険の仕組みがなじむものであること及び患者等の救済や紛争の早期解決に資する制度として早急な立ち上げを図る必要があったことから、法律の制定等によつて国が公的に行う補償制度を構築するのではなく、民間の損害保険会社を活用することとされたものである。

三について

お尋ねについては、分娩に係る医療事故においては、過失の有無の判断が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向にあるが、特に、脳性麻痺については、その性質上、発生原因が不明な場合が多いことから、紛争が発生しやすい、かつ、長期化する傾向にあり、患者等の救済が速やかに行われない場合が多いため、まずは、分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった場合を補償の対象とすることとされたものである。

産科医療補償制度については、補償対象の拡大を含め、その在り方について、運用状況等を踏まえ、制度開始から遅くとも五年後を目途に見直すこととされているが、当該見直しの際には、厚生労働省としても、同制度がより良いものとなるよう適切に対応してまいりたい。

四について

医療事故が発生した場合の患者等の救済という産科医療補償制度の趣旨にかんがみ、「先天性の脳性麻痺」の場合については、補償対象とされていないものである。

五について

産科医療補償制度においては、看護及び介護の必要性が高く、家族等の経済的負担が大きい重症者について、特に救済を図るため、身体障害者等級一、二級相当の重度の脳性麻痺の場合が補償の対象とされているものである。

六について

お尋ねについては、一定の出生体重や在胎週数未滿の場合に、分娩に係る医療事故によるとは考えがたい未熟性による脳性麻痺の発生率が大きく上昇するという医学的知見に基づき、現行の基準が定められたものである。

七について

機構においては、産科医療補償制度における年間の補償対象者を最大八百人前後と推計しているが、厚生労働省としては、制度運営に要する事務経費を勘案すると、大幅な剰余金は生じないものと考ええる。

八について

三について述べたとおり、産科医療補償制度については、補償対象の拡大を含め、その在り方について、運用状況等を踏まえ、制度開始から遅くとも五年後を目途に見直すこととされ

ており、必要に応じ、五年の経過を待つことなく見直しが行われることもあると考えるが、当該見直しの際には、厚生労働省としても、同制度がより良いものとなるよう適切に対応してまいりたい。

「外国人台帳制度に関する懇談会」報告書に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年三月三十日

藤末 健三

参議院議長 江田 五月殿

「外国人台帳制度に関する懇談会」報告書に関する質問主意書

近年、日本に住む外国人の数は急増しており、外国人登録者数は過去最高の約二百十五万人(平成十九年十二月末現在)と、平成九年に比べ、過去十年間に約七十万人増加し、約五〇%の増加率となっている。また、国際結婚件数の増加や定住者・永住者といった在留資格を有する者が増加するなど、日本に住む外国人の滞在期間の長期化も進んでいると考えられる。

一方、わが国の労働人口は減少に転じており、海外人材の受け入れ促進という観点から、現行の外国人登録制度を見直し、市町村が外国人につい

平成二十一年四月八日 参議院会議録第十五号

質問主意書及び答弁書

二六

ても住民として正確な情報を保有することで、その居住関係を把握する法的根拠を整備していくことが求められているところである。

このような状況の下、在留外国人の台帳制度については、有識者などから成る「外国人台帳制度に関する懇談会」が、総務省と法務省の共同事務局の下に議論を進め、平成二十年十二月には、対象者、記載事項（住民票の記載事項に加え国籍、在留資格・期間等）等についての考え方を整理した報告書を公表した。

しかしながら、外国人の納税、社会保障、教育といった両省の所管以外の分野については議論が深くなされておらず、わが国に在留する外国人に関する情報を一元的に管理するような設計になっていない。

この在留外国人の台帳制度を実施するためには、納税に関する制度や情報システム、社会保障に関する制度や情報システムなどの連携も考慮に入れた設計にすべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十一年四月七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出「外国人台帳制度に関する懇談会」報告書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出「外国人台帳制度に関する懇談会」報告書に関する質問に対する答弁書

お尋ねの在留外国人の台帳制度については、外国人住民を住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用対象に加え、外国人住民に関する事項を住民基本台帳に記録すること等を内容とする同法の一部を改正する法律案を今国会に提出したところである。

外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となれば、市町村が住民基本台帳に基づき外国人住民を対象として国民健康保険や児童手当を始めとした各種の行政事務を処理することができるようになるとともに、同法による届出が社会保障に関する個別の法令に基づく届出とみなされることにより、社会保障の給付を受けるために必要な各種の届出が簡素化されることとなるほか、外国人住民に係る本人確認情報（氏名、出生の年月日、男女の別、住所、住民票コード及びこれらの変更情報を含む）が住民基本台帳ネットワークシステムにより同法別表に掲げる国の機関等に対し同表に掲げる事務の処理に関して提供され、活用されることとなる。

このように、今国会に提出している住民基本台帳法の一部を改正する法律案は、外国人住民に関し、各種の行政事務との連携が図られる内容となつていくものと考えている。

公職選挙法におけるインターネット選挙運動の規制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年三月三十日

参議院議長 江田 五月殿 藤末 健三

公職選挙法におけるインターネット選挙運動の規制に関する質問主意書

年内に衆議院選挙が予定されるが、選挙におけるインターネットの活用については議論が全く進んでいない。総務省が平成十四年に公表した「IT時代の選挙運動に関する研究会―報告書―」においては選挙におけるインターネット利用の効果として、①候補者情報の充実、②政治参加の促進、③有権者と候補者との直接対話の実現及び④金のかからない選挙の実現としている。また、アメリカ大統領選挙においてもインターネットの利用が大きく進んでいる。このような状況に鑑みインターネット選挙運動について以下質問する。

一 公職選挙法では文書図画の頒布について第四百二十二条で規定している。選挙運動のために使用する文書図画は、同条に規定される通常葉書、ピラ以外に頒布することが禁止されている。ここに言う文書図画とは「文字若しくはこれに代わるべき符号又は象形を用いて物体の上に多少とも永続的に記載された意識の表示」と

されている。そのため、インターネット上のホームページや電子メールは、コンピュータ等のディスプレイ上に表示された文字等の意識の表示に当たり、本条文の文書図画とみなされている。この文書図画の解釈を変更すべきだと考えるが政府の見解を示されたい。

二 また、公職選挙法第四百二十二条に言う頒布とは、不特定又は多数の者に配布する目的で、その内の一人以上の者に配布することを言う。つまり、不特定又は多数の者の利用を期待してホームページを開設・書換えすること、不特定又は多数の者に電子メールを発信することは、ここに言う頒布とみなされるとされる。この解釈も変えるべきだと考えるが政府の見解を示されたい。

三 公職選挙法第四百十三條は、選挙運動のための文書図画の掲示を規制している。同条第二項においては、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類を掲示する行為をすべて禁止しているが、コンピュータのディスプレイにホームページや電子メールを表示させ、一定の場所に掲げ人目に触れるようにすることは「映写等の類」の掲示となつてしまうのか。その考え方を示されたい。

四 総務省が平成十四年に公表した「IT時代の選挙運動に関する研究会―報告書―」以降選挙におけるインターネットの利用の検討を行つて

いるか。また、今後行うことを検討しているか、政府の見解を示されたい。
右質問する。

平成二十一年四月七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出公職選挙法におけるインターネット選挙運動の規制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出公職選挙法におけるインターネット選挙運動の規制に関する質問に対する答弁書

一について

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百四十二条に規定する「文書図画」とは、従来より、「文字若しくはこれに代わるべき符号又は象形を用いて物体の上に多少永続的に記載された意識の表示」をいい、スライド、映画、ネオン・サイン等もすべて含まれ、コンピュータ等のディスプレイ上に表れた文字等を用いた意識の表示は同条に規定する文書図画に該当すると解しているところであり、この解釈を変更する考えはない。

二について

公職選挙法第百四十二条に規定する「頒布」とは、「文書図画を不特定又は多数の者に配布する目的でその内の一人以上の者に配付するこ

と(昭和五十一年三月十一日最高裁判所第一小法廷決定)をいうものと解されているところ、従来より、不特定又は多数の者の利用を期待してホームページの開設又は書換えをすること及び不特定又は多数の者に電子メールを発信することは「頒布」に当たると解しているところであり、この解釈を変更する考えはない。

三について

お尋ねの「コンピュータのディスプレイにホームページや電子メールを表示させ、一定の場所に掲げ人目に触れるようにすること」は、一般に、公職選挙法第百四十三条第二項に規定する電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類を掲示する行為に当たると考えられることから、当該コンピュータのディスプレイに表示されたホームページや電子メールを選挙運動のために掲示する場合には、同項の規定に違反する。

四について

インターネットを使用した選挙運動については、御指摘の研究会以降、特段の検討は行っていない。また、インターネットを選挙運動の手段として認める法改正を行うことについては、選挙運動の在り方にかかわる問題であり、議員立法が提案されているなど各党各会派において議論がされていることから、政府として具体的な検討を行うことは考えていない。

商店街等頻繁に人が出入りするところへの投票所設置に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年三月三十日

藤末 健三

参議院議長 江田 五月殿

商店街等頻繁に人が出入りするところへの投票所設置に関する質問主意書

私が行った若年層の投票率向上に関する質問に対する答弁書(平成十九年十一月六日内閣参質一六八第三五号)において、投票の秘密等を確保するために必要な場所・設備を有する等の条件を満たせば、ショッピングセンター等への投票所の設置が可能であることを確認した。また、追加の質問に対する答弁書(平成二十年十月十日内閣参質一七〇第三四号)でも、総務省においては、これまでも、選挙人の便宜を考慮して当該投票区の中で最も適切な施設を選定して投票所を設けるよう、市町村の選挙管理委員会に助言してきているところである、との回答を得た。

そこで、商店街等頻繁に人が出入りするところへの投票所設置について、政府は、具体的に今までのような活動を行ってきたかを示されたい。また、年内に衆議院選挙が実施されるが、再度これらの答弁の趣旨を市町村の選挙管理委員会に徹底し、より具体的な事例を含んだ説明を行うべき

と考えるが、政府の見解を示されたい。
右質問する。

平成二十一年四月七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出商店街等頻繁に人が出入りするところへの投票所設置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出商店街等頻繁に人が出入りするところへの投票所設置に関する質問に対する答弁書

これまで、総務省においては、国政選挙や統一地方選挙の度に、投票所の適切な設置について、都道府県の選挙管理委員会を通じ、管理執行上の留意事項等に関する通知等により、市町村の選挙管理委員会に対して助言してきているところであるが、次期衆議院議員総選挙の際には、この通知において、投票の秘密や選挙の公正を確保するために必要な場所及び設備を有し、投票所の秩序を適切に保持することができるところにおいて、ショッピングセンター等頻繁に人の往来があるところであっても投票所を設置することが可能であることを具体的に示す方向で検討しているところである。

次期衆議院議員総選挙が執行されるに当たっては、この検討内容を反映した通知を発出すると

もに、都道府県の選挙管理委員会の委員長等が出席する会議においてその周知を図る等により、市町村の選挙管理委員会に十分な助言を行ってまいりたい。

経済連携協定の工程表の進捗状況に関する質問主意書
問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年三月三十日

参議院議長 江田 五月殿
藤末 健三

経済連携協定の工程表の進捗状況に関する質問主意書

二〇〇八年六月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針二〇〇八」では、「EPA締結国・地域を二〇〇九年初めまでに十二以上とする目標に向けて取り組む。さらに、締結国との貿易額の全体に占める割合を二〇一〇年に二五%以上とすることを目指し」、二〇一〇年に向けた工程表を推進することが示されたところであるが、その進捗状況を示されたい。
また、この二〇一〇年に向けた工程表を見直す予定があるか、政府の見解を示されたい。
右質問する。

平成二十一年四月七日

内閣総理大臣 麻生 太郎
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出経済連携協定の工程表の進捗状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出経済連携協定の工程表の進捗状況に関する質問に対する答弁書

政府としては、平成二十年六月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針二〇〇八」別表の「二〇一〇年に向けたEPA工程表」のつとて、経済連携の推進に取り組んできており、現時点で発効した経済連携協定(以下「EPA」という。)の数は九、署名を終えたEPAの数は二、交渉開始後いまだ妥結に至っていないEPAの数は四となつてゐる。また、平成二十年の財務省貿易統計によれば、現時点で発効及び署名済みのEPA締結国・地域との貿易額は、我が国の総貿易額の約一五・九パーセントを占めてゐる。政府としては、EPA工程表に基づき、交渉中のEPAについて引き続き積極的に推進してまいりたい。
二〇一〇年に向けた「EPA工程表」については、取組の進捗状況を踏まえつつ、今後、見直しが必要か否かを検討してまいりたい。

国連人権諸条約の個人通報制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年三月三十日

参議院議長 江田 五月殿
福島みずほ

国連人権諸条約の個人通報制度に関する質問主意書

人権侵害を受けた個人が国際機関(条約の実施機関)に直接訴えを起こし、権利救済を求めることができる個人通報制度は、市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)の第一選択議定書をはじめとして、人種差別撤廃条約(第十四条の受諾宣言)、拷問等禁止条約(第二十二条の受諾宣言)、移住労働者条約(第七十七条の受諾宣言)、女子差別撤廃条約選択議定書、障害者権利条約選択議定書、強制失踪防止条約(第三十一条の受諾宣言)、そして昨年十二月に国連で採択された経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)の選択議定書と、八つの条約に及ぶ。

個人通報制度は、国連における重要な人権保障制度として位置づけられている。しかし、日本は、個人通報制度を規定する、条約(の条項)の受諾宣言ないし選択議定書の批准を行っていない。特に、自由権規約第一選択議定書と、女子差別撤

廃条約選択議定書については、以下のように、国際的に極めて重要な条約として日本政府に批准するよう勧告がなされているが、批准していない。

自由権規約第一選択議定書については、一九九三年の第三回日本政府報告書審査において、自由権規約委員会から同議定書を批准するようにとの勧告がなされ、一九九八年の第四回日本政府報告書審査でも、二〇〇八年の第五回日本政府報告書審査でも、同様の勧告が繰り返されている。

また、女子差別撤廃条約の選択議定書については、二〇〇三年の第四回・第五回日本政府報告書審査において、女子差別撤廃委員会から同議定書の批准を勧告されている。

さらに二〇〇八年に行われた国連人権理事会での普遍的定期審査の場でも、両議定書を批准するよう勧告がなされている。この勧告について、政府は批准を検討する旨、文書で回答している。

政府はこれまで、自由権規約第一選択議定書については二十年近く前から、女子差別撤廃条約選択議定書については数年前から、批准について「検討中」との答弁を行つてゐる。

これらの点を踏まえ、以下質問する。

一 政府は、個人通報制度を規定する自由権規約第一選択議定書及び女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた検討を、いつまでに終え、結論を出す考えなのか、明らかにされたい。

二 自由権規約第一選択議定書及び女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた検討につき、政

府内での進展状況及びその検討作業体制について、明らかにされたい。

三 政府は、自由権規約第一選択議定書及び女子差別撤廃条約選択議定書以外に、個人通報制度を規定する、条約(の条項)の受諾宣言ないし選択議定書の批准を行うことは検討しているか。検討しているならば、いつまでに検討を終え、結論を出す考えなのか、明らかにされたい。
右質問する。

平成二十一年四月七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員福島みずほ君提出国連人権諸条約の個人通報制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出国連人権諸条約の個人通報制度に関する質問に対する答弁書

一及び三について

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(昭和六十年条約第七号)の選択議定書や市民的及び政治的権利に関する国際規約(昭和五十四年条約第七号。以下「自由権規約」という。)の第一選択議定書を始め人権に関する様々な条約に設けられている個人通報制度について

は、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えている。

他方、個人通報を受理した委員会の見解と我が国の裁判所の確定判決の内容が異なる場合など、司法権の独立を含め、我が国の司法制度との関連で問題が生じるおそれがあり、慎重に検討すべきであるとの指摘もある。政府としては、このような状況も踏まえ、個人通報制度の受入れの是非につき、真剣かつ慎重に検討を進めているところであるが、検討に要する具体的な期間についてお答えすることは困難である。

二について

政府においては、自由権規約に基づき設置された委員会等に対する個人からの通報事例を可能な限り収集し、委員会や関係国の対応等について研究するための「個人通報制度関係省庁研究会」を開催して検討を行っており、今後とも、各方面から寄せられている意見も踏まえつつ、引き続き検討を進めてまいりたい。

難病患者等の福祉に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年三月三十日

参議院議長 江田 五月殿

谷 博之

難病患者等の福祉に関する質問主意書

国の難病患者等居宅生活支援事業については、昨年十二月九日に参議院厚生労働委員会で質問をしたところであるが、その後の調査結果も確認したいので、以下質問する。

- 一 多発性肝臓癌及び多発性嚢胞腎(難治性疾患克服研究事業対象疾患)を併発した四〇代の女性一名が、難病患者等居宅生活支援事業は実施していない福島県の某市に在住している。腹水がたまり、内臓を圧迫。発熱、しびれ、利尿作用等、立っているのもやつの状態だが、身体障害者福祉法上の認定基準に当てはまらず、障害者手帳を取得できないでいる。家事支援、通院介助等すぐにでも介助が必要な状態である。この方のケースのように、住んでいる自治体が難病患者等居宅生活支援事業を実施しておらず、今すぐ必要なヘルパーサービス等を受けることができずに、障害や生活困難度が重度化したり、生命が大変危険な状況に追い込まれている方が全国に多く存在している実態について、政府は承知しているか。
- 二 難病患者等居宅生活支援事業は、全国で二割程度の自治体しか実施していないと認識しているが、実際のどのくらいの自治体で実施しているのか。
- 三 難病患者等居宅生活支援事業の対象も難治性疾患克服研究事業の対象者のみに制限している。しかし難治性疾患克服研究事業の対象に含

まれていない難病患者で、居宅サービスが必要としている若年者も全国に多数存在している事実を政府は認識しているか。

四 難病患者等居宅生活支援事業においても、疾患の種別で対象かどうかを規制するのではなく、同じような社会的、日常生活の制限が継続していることに着目して支給決定すべきではないか。

五 障害認定医の意見書で身体障害者と同程度の障害が継続していることが確認できれば、全国で二割程度しか実施していない難病患者等居宅生活支援事業ではなく、障害者自立支援法等のように、全国どこに住んでも利用できる制度で早急に措置すべきと考えるがいかがか。

六 政府は、障害に難病や慢性疾患を含めない理由の一つとして、一時的な病気と難病、慢性疾患等の区別がつかないからであるとの認識を持っているか。

七 現在の身体障害者福祉法上の障害者認定においては、有期限で再認定することができるのであり、一時的な病気とは現制度において十分区別できているのではないか。また障害者自立支援法においても六ヶ月以上の再認定という仕組みにより対応できているのではないか。治らない病気があるから難病、慢性と名前がつけられていることを踏まえ、一生難病等とともに生活する者が制度の狭間におかれている事実から目をそむけず、話をはぐらかさずに真摯に答弁されたい。

八 障害者自立支援法上の障害福祉給付において、身体障害者福祉法上の障害者手帳所持を要件とする理由の一つとして、加齢により支援を要する人も障害福祉給付の対象となってしまうのは問題があるとの認識を持っているか。

九 現状においても加齢により支援を要する人は、身体障害者手帳を取得し、障害福祉給付の対象となつて一方、身体障害者手帳を要件としない介護保険給付の対象にもなつていの方も大変多い。つまり加齢により支援を要する人は現在も二つの制度を利用している。従つて、加齢により支援を要する人が対象に入らないように、障害者自立支援法上、身体障害者手帳の所持を要件としているという論理は間違っているのではないか。

右質問する。

平成二十一年四月七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員谷博之君提出難病患者等の福祉に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員谷博之君提出難病患者等の福祉に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のような方が全国に多く存在しているという実態については承知していないが、各都

道府県を通じて、市区町村に対し、難病患者等居宅生活支援事業を実施するよう要請しているところであり、今後とも、その実施が推進されるような必要な対応を行つてまいりたい。

二について

難病患者等居宅生活支援事業については、平成十九年三月三十一日現在で、全市区町村の三十六・五パーセントに当たる六百六十七市区町村が難病患者等ホームヘルプサービス事業を、二十六・二パーセントに当たる四百七十八市区町村が難病患者等短期入所事業を、四十三・七パーセントに当たる七百九十九市区町村が難病患者等日常生活用具給付事業を実施しているところである。

三について

御指摘のような若年者が全国に多数存在しているという事実については、承知していない。

四について

難病患者等居宅生活支援事業の対象者については、限られた財源の中で、難病対策を重点的かつ効果的に推進するという観点から対象疾患等で限定しているものであり、これを見直すことは考えていない。

五について

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)においては、難病患者等であるか否かにかかわらず、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定する身体障

害者(以下「身体障害者」という。)に該当し、障害者自立支援法上の一定の要件を満たす場合には、障害福祉サービスを受給することができることとなっている。

六及び七について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでないが、難病等の方々についても、身体障害者に該当し、かつ、障害者自立支援法上の一定の要件を満たす場合には、障害福祉サービスを受給できるものであり、御指摘のような認識を持っているものではない。

八及び九について

障害者自立支援法上のサービスの受給に際して身体障害者手帳の所持を要件としているのは、その所持を要件としない場合に、市区町村において、身体障害者に該当するか否かの判断が困難となることなどが懸念されるためであり、御指摘のような認識を持っているわけではない。

難病患者の就労施策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年三月三十日

谷 博之

参議院議長 江田 五月殿

難病患者の就労施策に関する質問主意書

国を挙げて雇用対策を行つている最中であるが、働く意欲のある若年の難病患者や慢性疾患患者に対する取組が非常に弱いと感じているので、以下質問する。

一 稼働能力の減退があるにもかかわらず就労施策や年金制度の対象にならない慢性疾患の方々の問題を放置しておけば、症状も重度化、生活保護制度に過度に依存した制度設計となり、結果的に必要となる国費も多くなるのではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 民主党が衆議院に提出している求職者支援法案のように、一般の求職者と同様に、難病患者や慢性疾患患者の求職者も一定期間能力訓練を受ける仕組みを導入するのであれば、その訓練期間のアセスメントをもとに、慢性疾患等の理由により稼働能力の減退が訓練を行う機関で認められれば、訓練後の特定求職者雇用開発助成金やこの四月から行われる難病のモデル事業、手当、年金制度等の賃金補填制度の対象としていくことに有効ではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十一年四月七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員谷博之君提出難病患者の就労施策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員谷博之君提出難病患者の就労施策に関する質問に対する答弁書

一及び二について

厚生労働省としては、難治性疾患又は慢性疾患の患者についても、稼働能力の減退の程度等が支給基準に該当すれば障害年金を支給しているところである。また、必要に応じて職業リハビリテーションに係る施策を実施しているほか、平成二十一年四月に難治性疾患患者雇用開発助成金を創設するなど、適切にその就労支援策を講じているところである。

厚生労働省としては、今後、難治性疾患患者雇用開発助成金の支給対象となる事業主から、難治性疾患の患者が就労に際して抱えている課題等の情報を収集することとしており、これらの情報も活用して、難治性疾患又は慢性疾患の患者に対する就労支援策の在り方について検討してまいりたいと考えている。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
一〇円	一五円